

防災県土整備企業常任委員会提出資料（県土整備部）

平成28年6月1日

【企画総務担当】

- (1) 平成28年度県土整備部組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- (2) 平成28年度県土整備部幹部職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4
- (3) 平成28年度当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-9

【公共事業総合政策担当】

- (1) 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定・・・・・・・・・・ 2-1
- (2) 入札・契約制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
- (3) 公共工事における総合評価方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-9
- (4) 三重県公共事業評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-12

【道路整備担当】

- (1) 幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備・・・・・・・・・・ 3-1
- (2) 県管理道路の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4
- (3) 道路の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-7

【流域整備担当】

- (1) 河川の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- (2) 砂防・ダム of 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-5
- (3) 港湾・海岸の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8
- (4) 河川・砂防・港湾・海岸の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-12
- (5) 下水道の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-14

【住まいまちづくり担当】

- (1) 都市計画の概要と都市計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- (2) 景観まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-3
- (3) 建築開発行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5
- (4) 建築物の耐震対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-7
- (5) 住まいづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-8

【工事検査担当】

- (1) 工事検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6-1

県土整備部

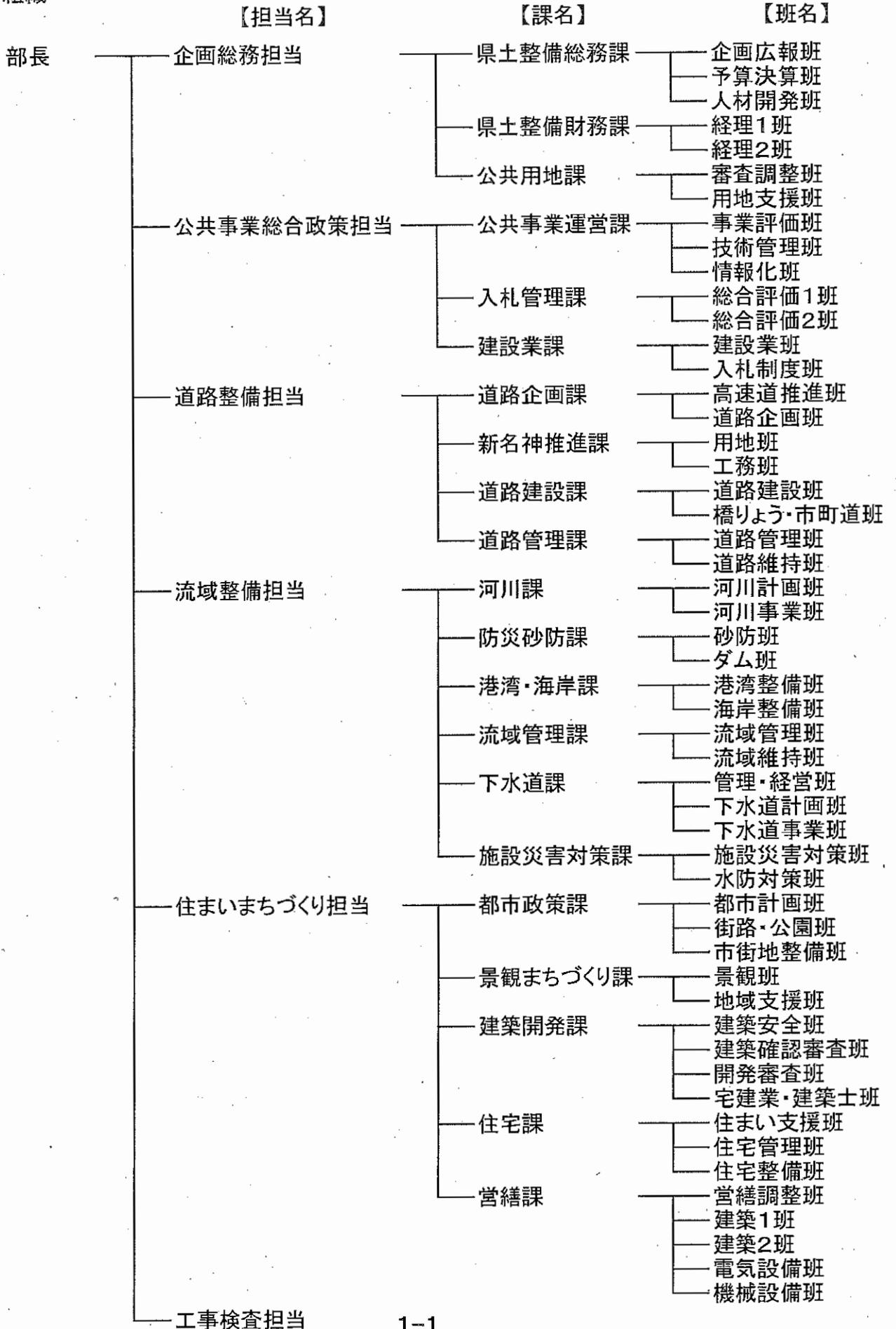
平成28年度県土整備部組織機構

1. 本庁

(1) 主な組織改正

平成28年度は組織改正なし。

(2) 組織

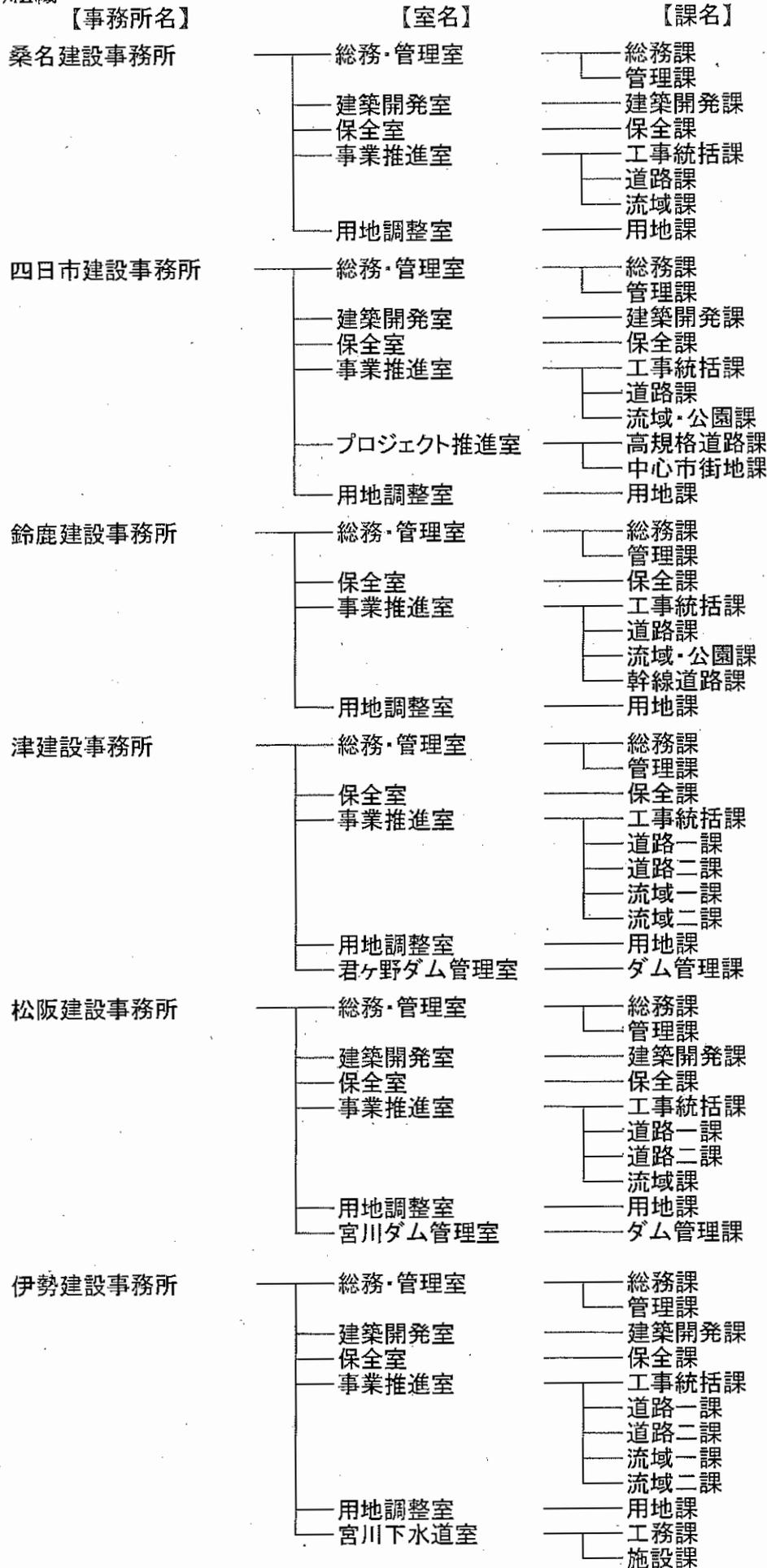


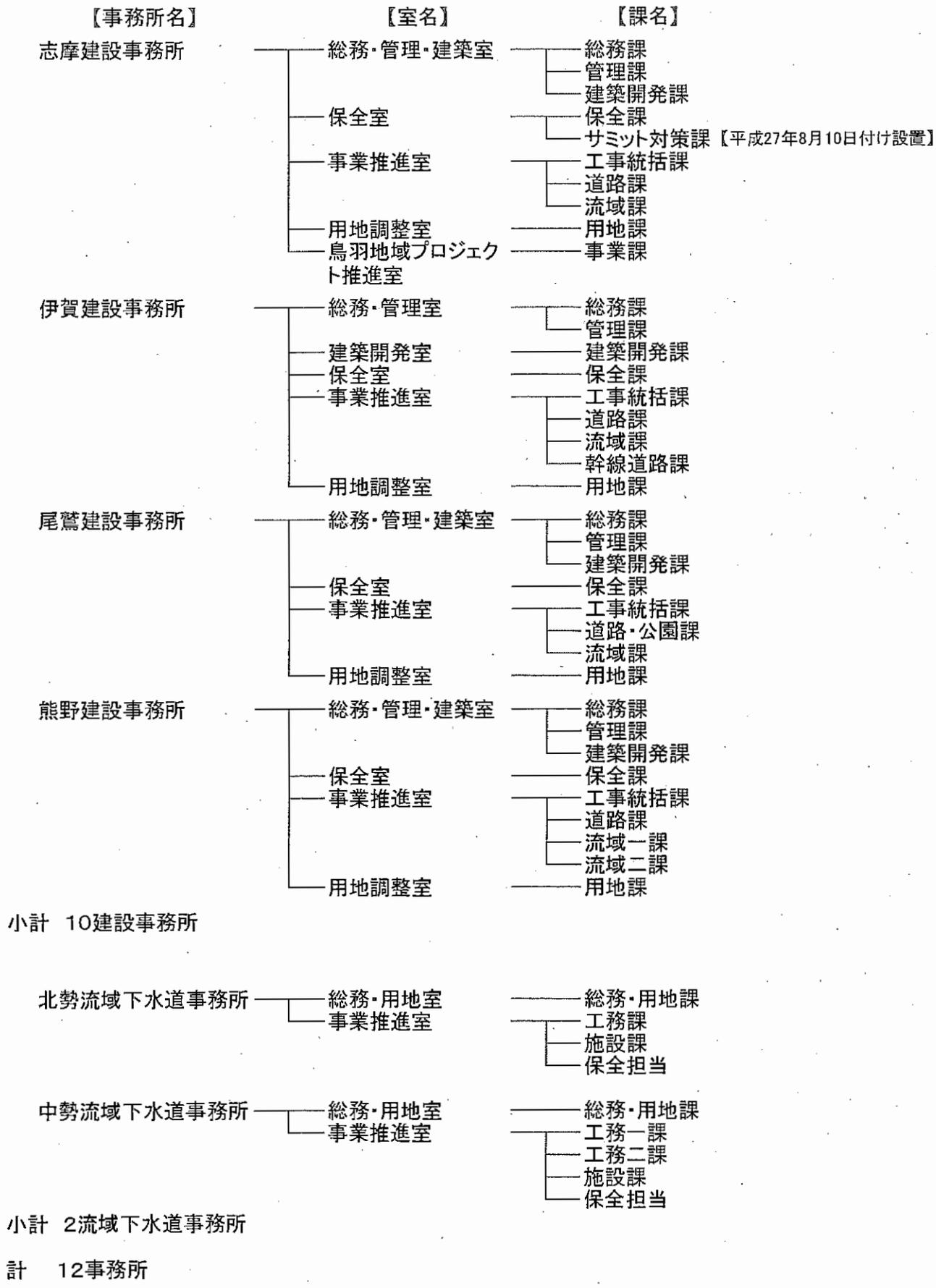
2. 地域機関

(1) 主な組織改正

平成28年度は組織改正なし。

(2) 組織





平成28年度県土整備部幹部職員名簿（課長級以上＜補佐級室長含む＞）

平成28年4月1日現在

【本庁】

課名	職名	氏名	備考
	県土整備部長	水谷 優 兆	
	副部長 (企画総務担当)	山 神 秀 次	
	副部長 (公共事業総合政策担当)	永 納 栄 一	
	次長 (道路整備担当)	鈴 木 学	
	次長 (流域整備担当)	満 仲 朗 夫	
	次長 (住まいまちづくり担当)	渡 辺 克 己	
県土整備総務課	課長	梅 村 和 弘	企画総務担当
	副参事 (土地開発公社・道路公社派遣)	長谷川 淳	
県土整備財務課	課長	紀 平 益 美	
公共用地課	課長	大 西 宏 明	
建設企画監		梅 川 幸 彦	
人権・危機管理監		寺 和 奈	
公共事業運営課	課長	山 田 秀 樹	公共事業総合政策担当
	副参事兼班長	吉 田 博 和	
入札管理課	課長	飯 田 充 孝	
建設業課	課長	高 木 和 広	
道路企画課	課長	井戸坂 威	道路整備担当
新名神推進課 (四日市市駐在)	参事兼課長	高 橋 建 二	
	副参事	矢 野 英 樹	
道路建設課	課長	中 野 伸 也	
道路管理課	参事兼課長	田 中 貞 朗	

課 名	職 名	氏 名	備考	
河川課	課長	岡 田 規 生	流域整備担当	
	副参事	角 谷 英 雄		
防災砂防課	課長	久 保 拓 也		
港湾・海岸課	課長	城 本 典 洋		
流域管理課	課長	梅 谷 幸 弘		
下水道課	課長	鶉 飼 伸 彦		
	副参事	西 野 佐与武		
施設災害対策課	課長	倉 田 正 明		
都市政策課	課長	枘 屋 武		住まいまちづくり担当
景観まちづくり課	課長	山 田 純		
建築開発課	参事兼課長	古 川 万		
住宅課	課長	長 岡 敏		
営繕課	課長	岡 村 佳 則		
	副参事兼班長	中 村 定 嗣		
	副参事兼班長	宮 崎 司		
建築審査監		尾 崎 幹 明		
工事検査総括監		向 井 孝 弘	工事検査担当	
検査監		河 村 透		
検査監		堀 内 稔 伸		
検査監		玉 田 隆 作		
検査監		下 里 正 司		
検査監		筒 井 正 弥		
検査監		森 木 忠 彦		

【地域機関】

事務所名	職名	氏名	備考
桑名建設事務所	所長	真弓明光	
	副所長兼総務・管理室長	馬場立巳	
	副所長兼保全室長	竹内一樹	
	建築開発室長	杉野健司	
	事業推進室長	山口成大	
	用地調整室長	森川成	
四日市建設事務所	所長	幸阪芳和	
	副所長兼総務・管理室長	山口剛正	
	副所長兼保全室長	山田篤	
	建築開発室長	川合徳男	
	事業推進室長	関泰弘	
	プロジェクト推進室長	内山敦史	
	用地調整室長	片山義正	
技術管理監兼工事統括課長	松田学		
鈴鹿建設事務所	所長	山口尚茂	
	副所長兼総務・管理室長	杉本幸八	
	副所長兼保全室長	東幸伸	
	事業推進室長	稗田寿次郎	
	用地調整室長	藤田宗弘	
津建設事務所	所長	里宏幸	
	副所長兼総務・管理室長	安藤広司	
	副所長兼保全室長	福田勝許	
	事業推進室長	松本英之	
	用地調整室長	城山芳人	
	君ヶ野ダム管理室長	樋口欽久	

事務所名	職名	氏名	備考
松阪建設事務所	所長	服部 喜幸	
	副所長兼総務・管理室長	福田 直之	
	副所長兼保全室長	大江 浩	
	建築開発室長	梅川 利明	
	事業推進室長	鳴川 容治	
	用地調整室長	中川 尚紀	
	宮川ダム管理室長	須賀 真司	
	技術管理監兼工事統括課長	千種 藤紀	
伊勢建設事務所	所長	吉田 勇	
	副所長兼総務・管理室長	市川 哲也	
	副所長兼保全室長	松本 哲雄	
	建築開発室長	安藤 亨	
	事業推進室長	森 茂也	
	用地調整室長	北口 哲士	
	宮川下水道室長	奥山 長	
	技術管理監兼工事統括課長	松並 孝明	
志摩建設事務所	所長	立花 充	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山本 英樹	
	副所長兼保全室長	真伏 宗樹	
	事業推進室長	松橋 陽一郎	
	用地調整室長	松井 定	
	鳥羽地域プロジェクト推進室長	竹内 正幸	
伊賀建設事務所	所長	片山 靖浩	
	副所長兼総務・管理室長	飛田 哲也	
	副所長兼保全室長	岩崎 彰	
	建築開発室長	小川 敬史	
	事業推進室長	佐竹 元宏	
	用地調整室長	森川 訓吉	

事務所名	職名	氏名	備考
尾鷲建設事務所	所長	柘植武志	
	副所長兼総務・管理・建築室長	山口敬史	
	副所長兼保全室長	結城健治	
	事業推進室長	作田敦	
	用地調整室長	村林正治	
熊野建設事務所	所長	広田哲也	
	副所長兼総務・管理・建築室長	水谷雅宏	
	副所長兼保全室長	佐脇浩一郎	
	事業推進室長	関山治利	
	用地調整室長	奥野雅弘	
北勢流域下水道事務所	所長	森伸生	
	副所長兼総務・用地室長	下里真志	
	副所長兼事業推進室長	大川義摩	
中勢流域下水道事務所	所長	堀江俊光	
	副所長兼総務・用地室長	稲垣真	
	副所長兼事業推進室長	新堂紳一郎	

平成28年度当初予算

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」に基づき必要な社会資本整備等を進めるにあたり、近年多発する異常気象に伴う水害、近い将来発生が危惧される大規模地震やそれに伴う津波から県民の皆さんの命を守ることを最優先に選択と集中を図り、地域の安全・安心を確保する基盤整備や建築物の耐震化の促進、的確な避難に資する情報提供などハード・ソフト一体となった地域の防災・減災対策を推進します。

とりわけ、平成27年9月の関東・東北豪雨による茨城県での鬼怒川の堤防決壊による甚大な被害などをふまえた豪雨等への対応として、河川管理施設・海岸保全施設等の整備はもとより、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の推進などの的確な避難に資するソフト対策を推進するとともに、引き続き河川堆積土砂の撤去に取り組みます。このほか、道路防災対策、施設の機能を確保するための適切な維持管理を推進します。

加えて、高規格幹線道路および直轄国道の整備や未事業化区間の早期事業化を促進し、県管理道路についてはこれらにアクセスするバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜた整備等を推進します。

具体的には、次の取組に注力して事業を推進します。

(1) 自然災害への緊急的な対応

① 激化する豪雨等への対策

- ・ 想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成
- ・ 河川管理施設や土砂災害防止施設の整備
- ・ 河川堆積土砂の撤去 等

② 迫りくる大規模地震・津波への対策

- ・ 河川河口部の大型水門や海岸堤防の耐震対策
- ・ 津波に対して海岸堤防を粘り強い構造とする対策 等

③ 建築物の耐震化促進

- ・ 不特定多数の者が利用する大規模建築物、避難路沿道建築物、木造住宅の耐震化支援

(2) 命を支え地域活性化につなげる道路網の整備と機能保全

① 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

② 県管理道路の整備推進

③ 道路施設の老朽化対策の推進

- ・ 道路施設の定期点検結果に基づく修繕

(3) 流域下水道の早期供用に向けた整備推進と施設の機能保全

- ・ 流域下水道施設の整備
- ・ 流域下水道施設の老朽化対策
- ・ 耐震対策

(4) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

- ・地域の安全・安心や雇用を支える建設業の活性化に向けた支援

2 主な重点項目

(1) 自然災害への緊急的な対応

① 激化する豪雨等への対策

○ (一部新) 住民避難に資する対策

- ・ (新) 河川の浸水想定区域図作成事業

予算額 145,000千円

(170,000千円※H27年度2月補正含みベース)

平成27年の鬼怒川での洪水被害を教訓に、住民の的確な避難に資するため、想定し得る最大規模の降雨を前提とした河川の浸水想定区域図の作成を推進することにより、市町の洪水ハザードマップ作成を支援します。

- ・ 土砂災害危険箇所の基礎調査の推進

予算額 516,000千円

土砂災害のおそれのある区域における危険の周知と土砂災害警戒区域等の指定推進に向けた基礎調査を実施します。

○ 河川堆積土砂の撤去

予算額 655,000千円

河川における流下能力を回復し、洪水時の被害を軽減するため、「箇所選定の仕組み」を活用して、堆積土砂の撤去を進めます。

○ 施設整備の推進

- ・ 河川改修事業

予算額 3,083,521千円

地域の治水安全度を向上し、洪水被害を軽減するため、川幅を拓げるための堤防整備や治水上支障となっている橋梁等の改築を進めます。

- ・ 土砂災害防止施設整備事業

予算額 2,517,080千円

(2,938,080千円※H27年度2月補正含みベース)

土石流等による災害から生命や財産を守るため、砂防えん堤や擁壁等の土砂災害防止施設を整備します。

②迫りくる大規模地震・津波への対策

○河川管理施設の地震対策

予算額 371,651千円

河川河口部の大型水門やダムゲート等について、地震発生後もその機能を維持するため、耐震対策を進めます。

○(一部新) 海岸堤防の地震・津波対策

予算額 2,744,552千円

(2,772,052千円※H27年度2月補正含みベース)

海岸堤防について、地震時の揺れや液状化による変状を防止し、その機能を維持するための耐震対策を進めます。

また、「海岸堤防強靱化対策」(新規)として、地震後に来襲する津波が堤防を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるよう、海岸堤防を「粘り強い構造」とする対策に着手します。

③建築物の耐震化促進

○(一部新) 建築物耐震対策促進事業

予算額 121,047千円

地震に対する建築物及びまちの安全を確保するため、避難所として活用される不特定多数の者が利用する大規模建築物(ホテル、旅館等)の耐震改修の支援を行うとともに、避難路沿道建築物の耐震診断の支援を行います。

○(一部新) 待ったなし!耐震化プロジェクト

予算額 143,795千円

地震による被害を軽減し、住まいやまちの安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断、耐震性の低い木造住宅の耐震補強や除却等を支援します。

(2) 命を支え地域活性化につなげる道路網の整備と機能保全

①高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

予算額 10,959,881千円

(11,316,548千円※H27年度2月補正含みベース)

高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を進めます。

【主な路線】

新名神高速道路、東海環状自動車道、国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパス、国道42号松阪多気バイパス、国道1号桑名東部拡幅(伊勢大橋架替)、熊野尾鷲道路(Ⅱ期)、熊野道路、新宮紀宝道路 等

【うち平成28年度供用予定】

新名神高速道路(四日市JCT~新四日市JCT)
東海環状自動車道(新四日市JCT~東員IC)
国道42号松阪多気バイパスの一部

②県管理道路の整備推進

予算額 12,285,981千円

(12,702,881千円※H27年度2月補正含みベース)

高規格幹線道路等へのアクセス道路やバイパス等の抜本的な整備に加え、柔軟な対応を織り交ぜながら、県管理道路の整備を推進します。

【主な路線】

国道477号四日市湯の山道路、国道167号磯部バイパス、国道167号鷺方磯部バイパス、国道169号土場バイパス、国道260号南島バイパス、国道368号大内・伊賀名張拡幅、国道422号三田坂バイパス、国道422号八知山拡幅、県道三宅一身田停車場線 等

【うち平成28年度供用予定】

国道260号南島バイパスの一部、国道422号八知山拡幅、県道三宅一身田停車場線

③道路施設の老朽化対策の推進

○定期点検とそれに基づく修繕

予算額 1,080,871千円

道路施設の老朽化が進むなか、県民の安全・安心を確保するため、全ての道路施設について、定期点検（5年に1回）を実施のうえ、それに基づく修繕を行い、道路施設を良好な状態に保ちます。

(3) 流域下水道の早期供用に向けた整備推進と施設の機能保全

①下水道が使用可能な地域の拡大

○志登茂川浄化センター整備事業

予算額 2,364,087千円

津市北部地域を対象とする志登茂川浄化センターの整備を行います。

(平成30年4月：供用開始)

○南部浄化センター第2期整備事業

予算額 1,133,323千円

下水道処理区域（鈴鹿市・亀山市・四日市市南部）の拡大に伴う流入汚水量の増加に対応するため、南部浄化センターの増設を進めます。

(平成29年度：増設用地の造成（海上埋立）に向けた護岸整備が完了)

○宮川流域幹線管渠延伸事業

予算額 950,175千円

伊勢市、明和町、玉城町を対象とする宮川流域下水道宮川処理区における流域下水道幹線管渠の整備を進め、平成28年度から明和町へ延伸します。

(平成29年度末：明和町の一部が完了)

②下水道施設の老朽化対策および耐震対策

予算額 1,344,703千円

老朽化が進む汚水処理設備の更新および大規模地震に備えるため浄化センターなどの耐震化を進めることにより、機能保全を図ります。

(平成28年度:南部および松阪浄化センターの中央監視制御機器の更新が完了)

(4) 技術力を持ち地域に貢献できる建設業の活性化

○(新) 建設業人材定着事業

予算額 30,000千円

建設業における人材の定着に向けて、建設業の従事者が必要な技術・資格を取得するための研修の実施を支援します。

○建設業参入支援事業

予算額 21,501千円

求職者に対し、集合研修および企業での雇用型訓練を実施します。また、求職者に対する情報発信、就職支援のためのマッチング説明会を行うとともに、高校生等を対象とした現場見学会・インターンシップを実施します。

3 事業の見直し

	事業本数	事業費
廃止	2本	△278,366千円
リフォーム	3本	△6,367千円
休止	6本	△724,297千円
合計	11本	△1,009,030千円

平成28年度当初予算会計別・事業別一覧表(県土整備部)

1 会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成27年度 当初予算 【6月補正含む】 A	平成28年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	<82,488,485> (82,893,453) 80,596,816	<85,961,715> (81,291,504) 78,454,146	<104%> (98%) 97%
港湾整備事業特別会計	160,682	165,682	103%
流域下水道事業特別会計	<14,408,137> (14,403,137) 14,185,037	14,369,379	<100%> (100%) 101%
合 計	<97,057,304> (97,457,272) 94,942,535	<100,496,776> (95,826,565) 92,989,207	<104%> (98%) 98%

2 事業別総括表(一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成27年度 当初予算 【6月補正含む】 A	平成28年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	<26,056,631> (26,461,450) 24,463,353	<30,399,814> (25,729,603) 24,208,098	<117%> (97%) 99%
	直 轄 事 業	<16,706,142> (16,706,291) 16,426,291	(17,624,849) 16,426,291	<105%> (105%) 100%
	県 単 公 共 事 業	19,069,572	(16,567,561) 16,450,266	(87%) 86%
	小 計	<61,832,345> (62,237,313) 59,959,216	<64,592,224> (59,922,013) 57,084,655	<104%> (96%) 95%
	受 託 公 共 事 業	562,604	616,857	110%
	災 害 復 旧 事 業	5,041,600	5,125,682	102%
	計	<67,436,549> (67,841,517) 65,563,420	<70,334,763> (65,664,552) 62,827,194	<104%> (97%) 96%
非 公 共 事 業	(15,051,936) 15,033,396	15,626,952	(104%) 104%	
合 計	<82,488,485> (82,893,453) 80,596,816	<85,961,715> (81,291,504) 78,454,146	<104%> (98%) 97%	

※ 上段< >は、国の補正予算に係る県補正予算(2月補正予算及び最終補正予算のうち国の補正予算に係るもの)を含む。
中段()は、国の補正予算に係る県2月補正予算を含む。
下段は、当初予算額

3 主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

区 分		平成27年度 当初予算 【6月補正含む】 A	平成28年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	<15,417,344> (15,429,413) 14,851,163	<20,323,203> (15,781,892) 14,801,092	<132%> (102%) 100%
	河 川 砂 防 事 業	(5,973,677) 5,308,430	(5,790,376) 5,304,571	(97%) 100%
	港 湾 海 岸 事 業	<2,386,018> (2,778,768) 2,024,168	<2,208,500> (2,079,600) 2,024,700	<93%> (75%) 100%
	都 市 計 画 事 業	2,050,651	1,867,424	91%
	住 宅 事 業	185,963	201,610	108%
	災 害 関 連 事 業	42,978	8,701	20%
	計	<26,056,631> (26,461,450) 24,463,353	<30,399,814> (25,729,603) 24,208,098	<117%> (97%) 99%
直 轄 事 業	道 路 事 業	<10,618,499> (10,618,165) 10,535,165	(10,891,832) 10,535,165	<103%> (103%) 100%
	河 川 砂 防 事 業	<5,493,200> (5,494,533) 5,361,533	(6,093,424) 5,361,533	<111%> (111%) 100%
	港 湾 海 岸 事 業	(445,167) 385,167	(495,167) 385,167	(111%) 100%
	公 園 事 業	<149,276> (148,426) 144,426	144,426	<97%> (97%) 100%
	計	<16,706,142> (16,706,291) 16,426,291	(17,624,849) 16,426,291	<105%> (105%) 100%
県 単 公 共 事 業	建 設	9,134,920	6,853,039	75%
	維 持	8,860,228	(8,920,918) 8,803,623	(101%) 99%
	調 査	398,240	350,877	88%
	補 助 金 等	676,184	442,727	65%
	計	19,069,572	(16,567,561) 16,450,266	(87%) 86%
合 計	<61,832,345> (62,237,313) 59,959,216	<64,592,224> (59,922,013) 57,084,655	<104%> (96%) 95%	

※ 上段〈 〉は、国の補正予算に係る県補正予算（2月補正予算及び最終補正予算のうち国の補正予算に係るもの）を含む。

中段()は、国の補正予算に係る県2月補正予算を含む。

下段は、当初予算額

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定

1 現状

三重県建設産業活性化プラン（平成24年度から平成27年度）においては、技術力、地域貢献、経営力の3つのテーマについて、数値目標を設定し取り組んできました。

その結果、入札参加者における工事成績評定点の向上、男女共同参画などの社会的責任（CSR）や地域ボランティアといった地域貢献の取組の増加、社会貢献への参画企業の増加、建設企業全体の経常利益率の上昇という成果が得られ、3つの数値目標は達成されました。

しかし、建設業界においては就業者の高齢化、若年者の減少が一層進行し、世代を超えて技術の承継が困難な状況になりました。また、落札率が低く工事単位での利潤が確保できないことや、最低制限価格でのくじ引きの落札が多く、安定した受注に基づく経営が困難なことから、将来の経営の見通しが立たないなど、建設業界から見ると活性化に向かっているという実感はありませんでした。

そのため、建設企業の視点で課題をとらえ、建設企業が活性化を実感できるものとするため、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」の策定に向け、有識者や建設業界と議論を進めています。

2 策定状況

（将来ビジョン）

将来ビジョンを現在の三重県建設産業活性化プランと同じ「技術力を持ち地域に貢献できる建設業～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～」とすることにしました。

（建設業の課題）

建設企業が技術・技能を承継し、地域の安全・安心を支える企業として存続していくためには、企業が適正な利潤を確保し、若年者等の人材を確保・育成に取り組むことが課題です。

（取組の手法）

全ての建設企業への波及効果があり、実効性が高いと考えられることから、入札制度の改善を中心に検討します。

（検討が必要な事項）

（1）確かな技術力（技術力）

- ①国等の県発注工事以外の公共工事が受注できる技術力
 - ・県以外が発注者となる入札への対応力の向上
 - ・総合評価方式の拡大と評価方法の改善

②若手技術者が活躍する場の創出

- ・若手技術者が主任技術者となる工事発注
- ・工事成績の低下による総合評価への影響への対応

(2) 地域に必要とされる企業（地域貢献）

①継続的に社会貢献、地域貢献をする企業の育成

- ・建設企業の特徴を活かした地域が期待する地域貢献の明確化
- ・総合評価方式における技術的評価項目とのバランスのあり方

②大規模災害発生時における複数の企業による協力体制の確立

- ・整備する組織の役割・規模
- ・組織の維持への県の支援

(3) 未来に存続する企業（経営力）

①計画的、安定的な受注が可能となる入札制度への改善

- ・受注機会の拡大
- ・中小建設企業の協業化・集約化の事業連携

②適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ・適正な落札率のあり方
- ・下請も含む工事関連企業全体への波及方法

③企業としての技術力継続のための人材の確保

○土日完全週休二日制の確立

- ・型枠工、鉄筋工など専門企業（下請）を含む工事関係者全体の取組
- ・試行工事实施に向けた配慮事項

(4) その他

①入札事務手続きを含めた生産性向上の取組

- ・入札参加資格確認の工事毎確認の改善

②企業コンプライアンス確立の取組

- ・市町村税納入状況の反映について

3 今後の方針

引き続き、検討会議や建設業界と議論を進め、早期の策定をめざします。

入札・契約制度

1 現 状

本県の入札・契約においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の基本理念である「価格と品質が総合的に優れた内容の契約」を実現するため、公平性、透明性及び競争性を確保しつつ、不良不適格建設業者の排除等適正化を進めています。

(1) 入札・契約方式

地方公共団体の契約の締結方法については、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約などがあり、政令で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札又は随意契約などを行うことができます。（地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項）

本県の建設工事（調査・測量・設計業務委託を除く）の主な入札契約方式は、以下のとおりです。

①一般競争入札

ア 「一般競争入札」

- ・ 予定価格が 24 億 7 千万円以上の工事 <WTO 対象工事（※）>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の受審、三重県建設工事入札参加資格者名簿への登録（入札参加時に登録がなくても開札時までに整えば良い）が必要

イ 「条件付き一般競争入札」

- ・ 予定価格が 24 億 7 千万円未満の工事 <WTO 対象外工事>
- ・ 入札に参加するには、建設業の許可、経営事項審査の有効及び三重県建設工事入札参加資格者名簿の「土木一式工事」や「建築一式工事」など建設業法に示す全 29 の「建設工事の種類」に応じた登録が必要であり、各工事の入札で設定される地域要件、工事实績要件などを満たすことも必要

※WTO 対象工事：世界貿易機関政府調達協定に基づき「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により規定される金額（地方公共団体が発注する建設工事の調達契約は 1,500 万 SDR：24 億 7 千万円）以上が対象

②指名競争入札

- ・ 予め発注者が入札参加者を指名する方式
- ・ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合など、地方自治法施行令第 167 条に規定される要件に該当する場合に適用することができる。

③随意契約

- ・ 発注者が競争の方法によらず、任意に特定の者を選定する方式
- ・ 契約の性質又は目的が競争に適さない場合など、地方自治法施行令第 167

条の2に規定される要件に該当する場合に適用することができる。

(2) 予定価格

競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、原則として契約金額の上限基準となる予定価格を設定します。

設定にあたっては、予算の範囲内で、取引の実勢価格、市場価格、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めます。(三重県会計規則第65条及び同運用方針)

なお、本県では、予定価格を探ろうとする者から発注者への不当な圧力や不正行為の防止など入札の公正性を確保する観点から、入札公告において予定価格を事前公表しています。

しかし、適正な見積を行うことなく入札に参加することが懸念されるため、適正な見積による入札参加を促すことを目的として、平成26年度から予定価格の事後公表を試行しています。

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度

①低入札価格調査制度

- ・契約の内容に適合した履行を確保するため、落札候補者に対してその入札価格によって契約が履行できる資料の提出を求め、提出資料の調査分析、事情聴取などによる調査を行い、落札者を決定する制度
- ・この制度の適用対象工事は、落札方式が総合評価方式の工事及び競争入札審査会により制度の適用が必要と判断された工事
- ・本県の建設工事に係る低入札調査基準価格は、平成28年3月末まで中央公契連のモデル式を利用してきたが、平成28年4月から県独自式により算出
- ・低入札調査基準価格(予定価格の89%程度の額)未満の入札があった場合は、履行の可能性について調査を実施

②最低制限価格制度

- ・この制度の適用対象工事は、低入札価格調査制度の対象とならない工事
- ・契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、三重県会計規則第66条の規定により予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内で最低制限価格を設定したうえで、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする地方自治法施行令第167条の10に規定された制度
- ・本県の建設工事に係る最低制限価格は、平成28年3月末まで中央公契連のモデル式を利用してきたが、平成28年4月から県独自式により算出

(4) 落札者の決定方式

①最低価格落札方式

予定価格以下の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする方式

②総合評価方式

価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式

(5) 三重県建設工事等入札参加資格【図－1】

本県が発注する建設工事の入札に参加するためには、建設業法第3条に基づく建設業の許可及び同法第27条の23に基づく経営事項審査を受けるとともに、入札参加資格申請書を知事に提出し、審査で適格者であると認められ、三重県建設工事執行規則第4条に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録される必要があります。

①建設業の許可

建設業法で定める全29の「建設業」別に許可、有効期限は5年

ア 国土交通大臣許可

二以上の都道府県の区域に営業所を設けて営業しようとする事業者が取得

イ 知事の許可

一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする事業者が取得

②経営事項の審査

本県発注の建設工事の入札に参加しようとする建設業の許可を持つ建設業者は、毎年定期的に許可行政庁において経営に関する客観的事項の審査（経営事項審査）を受けることが必要

(6) 三重県建設工事発注標準【表－1】【図－2】

本県では、全29の「建設工事」の内、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事の6工事種別について、発注する工事の設計金額に応じ経営事項評価点数・技術等評価点数を加算した総合点及び1級技術者数からなる格付基準により、2～3段階の区分（ランク）に格付し、「三重県建設工事発注標準」として定めています。

また、発注方法においては、機動力がある一定規模の建設企業の経営体力強化のために、それらの建設企業の公共工事の受注機会が増加するように入札参加可能範囲を見直し、Aランク業者の単独参加下限値を7千万円以上に引き下げるとともに、Bランク業者の単独参加領域を設定しています。

2 課題・問題点

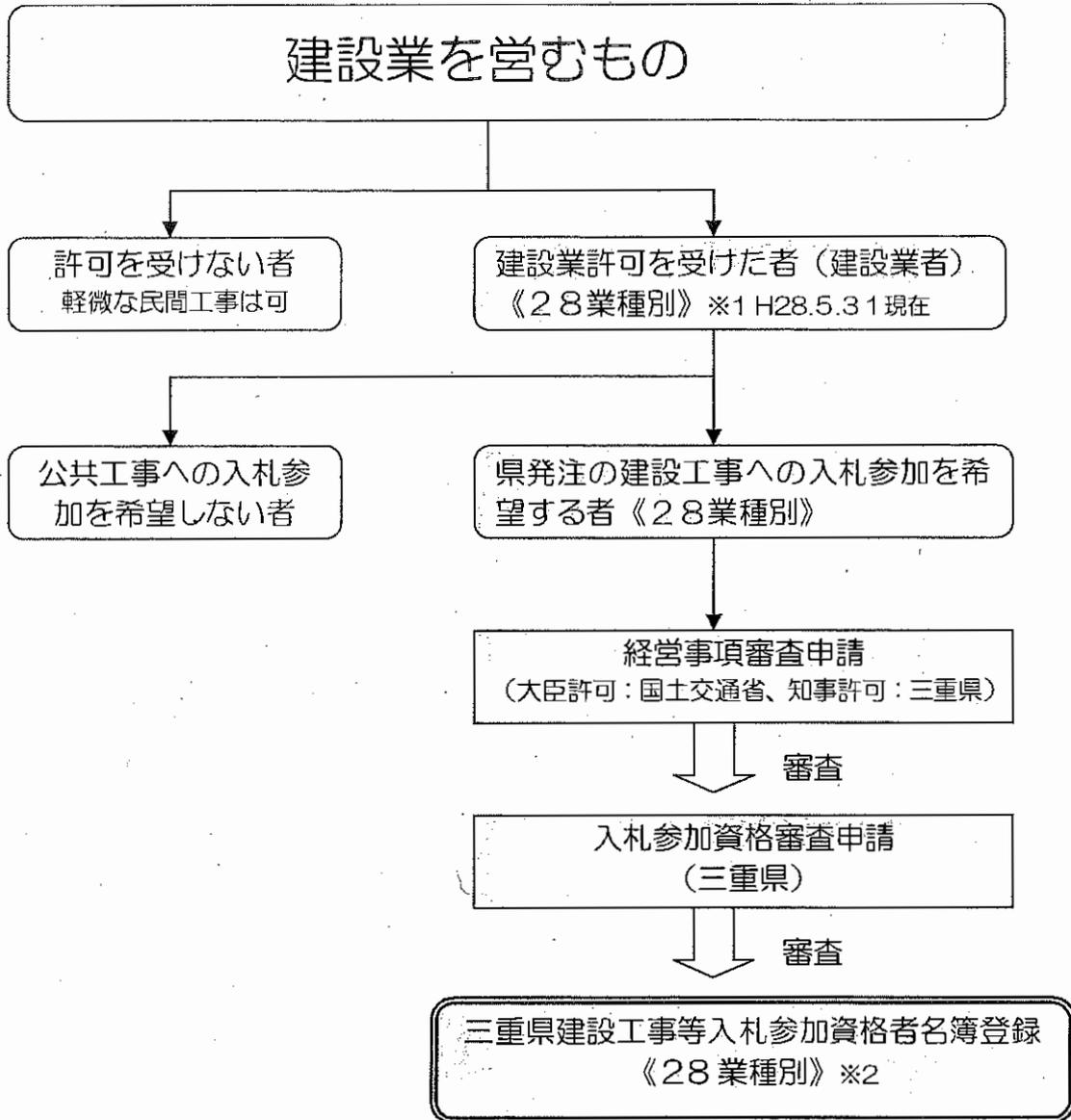
地域の建設業は、近年の公共投資を含めた建設投資の減少に伴い、受注競争が激化し、厳しい経営環境におかれています。県内において技術力を持ち、地域に貢献できる建設企業が、未来に存続するためには、建設企業が適正な利潤を確保し、安定的な経営を実現することが課題です。

3 対応方針

建設企業が、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を確保できるように、発注や施工時期等の平準化、若手技術者等の活用促進、技術力を持った建設企業の受注機会拡大等に取り組んでいきます。

また、地域のインフラの維持管理を担う建設企業を確保するため、平成26年度から導入している地域維持型JV契約を継続していきます。

図一1 三重県建設工事等入札参加資格



※2 平成27年6月に「建設業法」が改正され、建設業許可の業種区分に「解体工事業」を新設し「29業種」となる。
平成28年6月1日から「解体工事業」の新設を施行。平成28年度中に29業種別の入札参加資格者名簿となる。

表一1 三重県建設工事発注標準
〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付基準
A	3,000万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円以上 7,000万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500万円未満	上記以外のもの

総合点＝経営事項評価点数＋技術等評価点数

※技術等評価点数＝①工事成績による点数

－②資格（指名）停止期間による点数

＋③環境マネジメントシステム導入による点数

＋④品質管理マネジメントシステム導入による点数

＋⑤契約後 VE 制度提案採用件数による点数

※1級技術者

一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士（建設・農業土木・水産土木・森林土木）

※公共工事の主任技術者の実績

過去5年以内に主任技術者として従事した実績

図一2 発注方法
〔土木一式工事〕

一般競争入札 WTO	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上		管内Bランク
	管内Aランク (特定JVを想定)		管内Aランク	管内Cランク
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)		参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績、 配置予定技術者 等	

1,500万SDR(※) 3億円 1.5億円 7千万円 3千万円 2.5千万円 2千万円

※国際通貨基金(IMF)の特別引出権(Special Drawing Rightsの略称)

- ・参加可能業者数が少ない場合は、上位ランクが参加することができる。
また、7千万円以上1.5億円未満の工事では、県内Aランク1,000点以上の参加を考慮することができる。
- ・難易度の高い維持修繕工事などは、上位ランクによる入札とすることができる。
- ・Cランクで施工実績を求める場合は、必要に応じて県の受注実績などを考慮し、適切な設定を行うものとする。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事では、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・土木工事の特定JVについては別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・上下水道の管工事を含む。

公共工事における総合評価方式

1 現 状

(1) 制度の概要

総合評価方式とは、価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた者を落札者とする方式です。

根拠法令

「地方自治法施行令第167条の10の2」

価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする事ができる

「公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条」

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない

(2) 三重県の状況

三重県においては、平成19年度から同方式を導入しており、現在年間約1,500件の建設工事のうち約300件、年間約800件の測量・設計業務のうち約150件について総合評価方式を適用しています。

総合評価方式の実施の結果、地域貢献や社会貢献活動に取り組む企業の増加や、平成23年度から導入した「施工体制確認型総合評価方式」によりダンピング受注が抑制され、公共事業の品質の確保に一定の効果が出てきています。

また、入札参加者の意見やアンケートの結果を参考にしながら、これまでも評価方法の見直しを実施してきましたが、平成27年度は入札参加者の事務手続きにかかる負担の軽減、技術力重視の評価方法の改善など、評価方法の見直しを行いました。

(3) 見直した内容

① 事務負担の軽減

- ・ 技術提案において、「対策を求めない」方式の積極的採用
- ・ 「ヒアリングを省略する」方式の積極的採用
- ・ 設計業務における技術提案資料の簡素化
- ・ 設計の一部業務におけるヒアリングの省略

② 技術力重視の評価方法の改善

- ・ 企業の技術力の「手持ち工事」の評価を、件数評価から受注工事高評価に変更

- ・地域貢献度の「災害協定の評価」の配点を変更
- ・設計業務において、企業の業務実績と業務成績を新たに評価項目に追加

2 課題・問題点

入札参加者の意見やアンケートの結果の検証を行いながら、次の課題について、引き続き、改善し適切に運用していく必要があります。

- ・事務負担等の軽減
- ・技術力重視の評価方法
- ・若年者活用促進を図るための評価方法

3 対応方針

「ヒアリング省略方式の拡大」などの事務負担の軽減、技術力を適正に評価するための評価手法の見直し、若年者を配置しやすくするための配置予定技術者の要件緩和などの評価方法について、学識経験者や受発注者の意見を聞きながら、必要な改善を行い、適切な運用に取り組んでいきます。

土木一式工事における総合評価方式 平成28年度 標準案

【平成28年度 標準案】

		簡易型B 技術提案 1テーマ	太字下線箇所:選択可	太字下線箇所: 配点変更可				
大項目	中項目	小項目	簡易型B 標準的な配点 (案)			評価基準・配点等の設定の考え方		
企 業 の 能 力 等	地域精通度 ・貢献度	地域精通度	本店等所在地	10	15	110	135	
			施工箇所地域 における工事実績	5				
		地域貢献度	雪水対策元請実績	5	22			
			小規模業務委託元請実績	5				
			公共施設美化活動実績	3				
			災害協定の評価	9				
	社会 貢献度	社会貢献度	次世代育成支援活動実績	10	10			
			男女共同参画活動実績					
			障がい者雇用実績					
			環境マネジメントシステム の認証 (ISO14001、M-EMS)					
			県内企業による施工					
	企業の 技術力等	工事実績	評価対象工事の実績	20	48			
			工事成績	平均工事成績				
		品質マネジメント	品質マネジメントシステム の認証 (ISO9000S)	3				
		労働安全 衛生管理	労働安全衛生マネジメント システムの認証	5				
受注工事高		1級技術者1人あたりの 当該年度に契約した 公共機関等発注の 契約額2千5百万円以上の 土木一式工事の契約済額	10	10				
技術者 の能力	技術者 の能力	配置予定技術 者の工事実績	主任(監理)技術者又は 現場代理人としての工事実績	20	25	25		
		資格保有状況	1級土木施工管理技士の資格	5				
		継続学習制度 (CPD)	継続学習制度の単位取得状況	5				
技術 提案等	技術 提案	発注者が指定するテーマ・ 項目について 施工上留意すべき課題と対策	60	80	80	80		
	ヒア リング	ヒアリング	配置予定技術者の 工事監理能力の確認等					20

(標準点 100点) + 加算点 20点換算

215

換算
20.0
点

(換算時、小数2位切り捨て)

三重県公共事業評価制度

1 概要

本県では、公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施するため、事前・事中・事後の各評価システムを一体的に機能させた評価サイクルを構築しています。

また、三重県公共事業評価審査委員会条例に基づき、三重県公共事業評価審査委員会（以下「評価委員会」という。）から公共事業の継続の適否や実施した公共事業の効果の妥当性について審議を受けています。

(1) 事前評価

平成 14 年度予算編成から「公共事業事前評価システム」を導入し、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るために、事業実施前に公共事業の必要性とその効果について客観的な評価を行い、公共事業の実施を決定したプロセスの透明化を図っています。

(2) 事中評価

平成 10 年度から「公共事業再評価システム」を導入し、事業着手後一定期間を経過した事業等を対象に、事業継続の適否を評価しています。評価の妥当性については、評価委員会に諮り、委員会の答申をふまえ、事業継続の適否を決定しています。

(3) 事後評価

平成 15 年度から「公共事業事後評価システム」を導入し、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に、事業の効果や周辺環境への影響等を確認し、事業の効果の評価をしています。評価の妥当性については、評価委員会に諮り、委員会の答申をふまえ、今後実施する事業の計画又は実施中の事業への反映に努めています。

2 今年度の取組

(1) 事前評価

平成 28 年度は、425 箇所について事前評価を行い、うち 377 箇所について事業実施の妥当性を確認しました。

(2) 事中評価

平成 27 年度は、河川事業、林道事業など 12 事業の評価を実施し、評価委員会の審議を受け事業継続が了承されました。

平成 28 年度は、海岸事業、道路事業など 10 事業の評価を実施し、評価委員会の審議を受ける予定です。

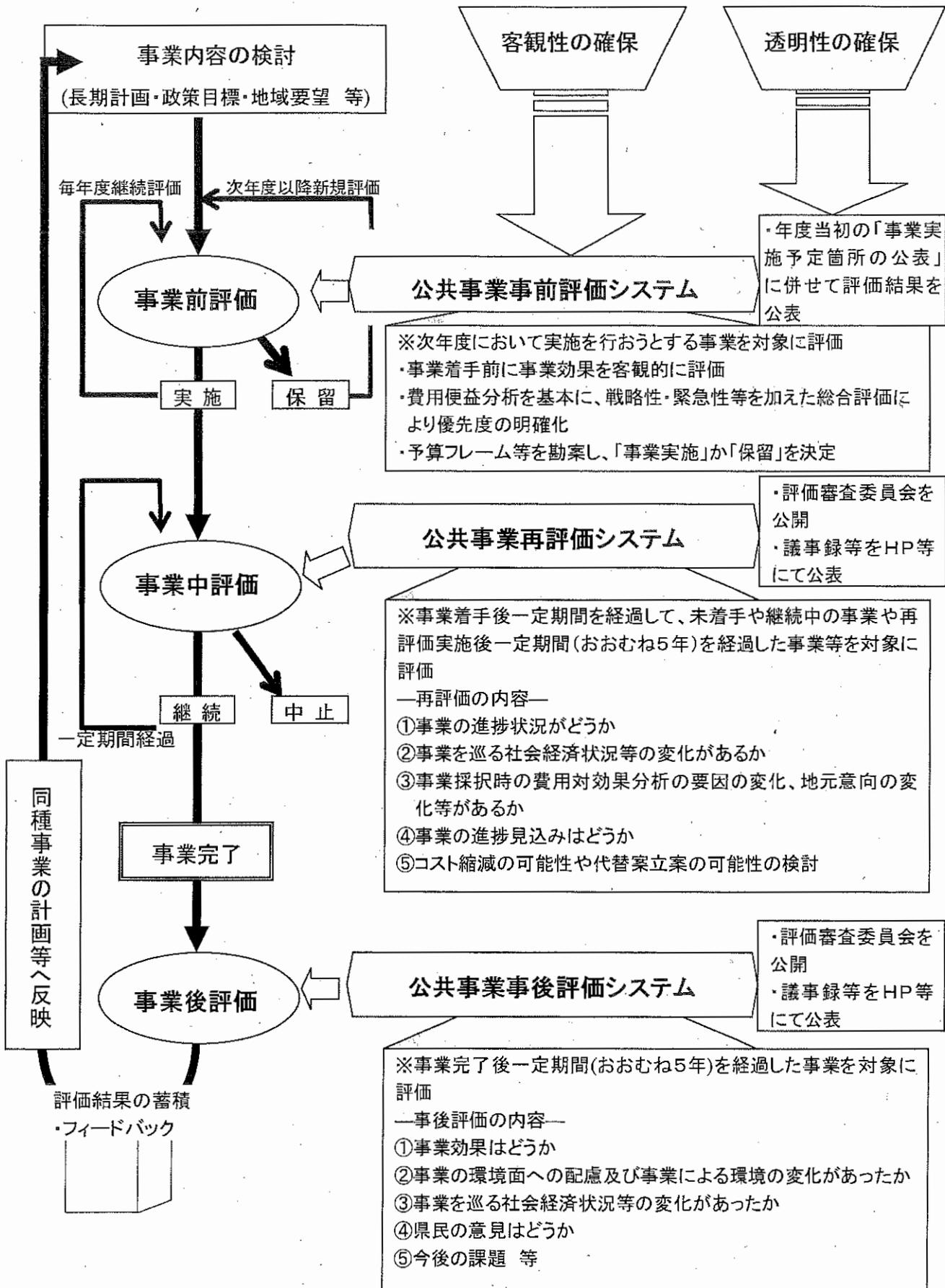
(3) 事後評価

平成 27 年度は、砂防事業など 9 事業の評価を実施し、委員会の審議を受け評価の妥当性が認められました。なお、平成 28 年度は、道路事業など 5 事業の評価を実施し、評価委員会の審議を受け、評価の妥当性の確認と同様の事業の計画等への反映に努めていきます。

なお、平成 28 年度は、事中・事後評価に関して、延べ 6 回の評価委員会を開催する予定です。

三重県公共事業評価制度

三重県公共事業評価サイクル



幹線道路網（高速道路・直轄国道）の整備

1 現 状

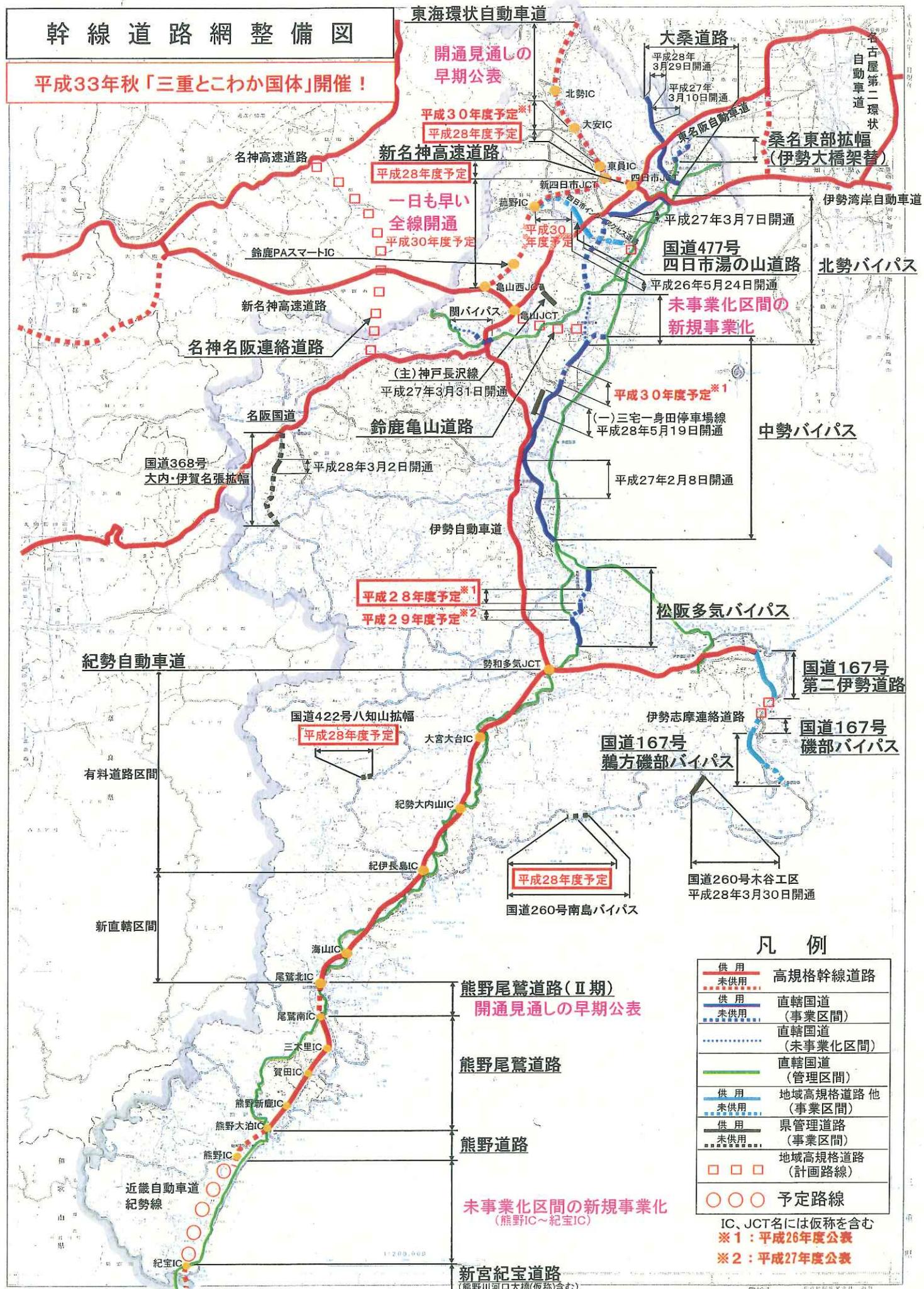
- (1) 産業活動や観光交流に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消を図るため、新名神高速道路（四日市JCT～亀山西JCT（仮称））や東海環状自動車道（新四日市JCT～三重・岐阜県境）、北勢バイパス、中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）及び松阪多気バイパス等の整備促進を図ってきました。
しかし、未事業化区間が存在し道路ネットワークが途切れている区間や直轄国道における整備済箇所においても慢性的な渋滞が発生しており、引き続き幹線道路網の整備が必要となっています。
- (2) 大規模地震や激甚化する集中豪雨等による自然災害の脅威に対して、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲北IC～尾鷲南IC）や熊野道路（熊野大泊IC～熊野IC（仮称））及び新宮紀宝道路（紀宝IC（仮称）～新宮北IC（仮称））の整備促進を図ってきました。
しかし、自然災害の脅威は、今後一層深刻化することが予測され、地域の孤立を防ぐためにも事業化区間の早期供用を図るとともに、未事業化区間の新規事業化が必要となっています。
- (3) 平成33年に「三重とこわか国体」及び「全国障害者スポーツ大会」（以下「国体等」という。）を開催することから、県内外から各競技会場への来場者の円滑なアクセスが必要であり幹線道路網の整備が必要となっています。

2 対応方針

- (1) 産業、観光振興に向けて
集積する産業や魅力ある観光地等の活性化を図るために、産業・観光などの広域的な交流や効率的な物流を支えるための幹線道路網の整備促進を図っていきます。
また、関係市町や民間企業、民間団体とも協力しながら、その整備促進について国に対し強く働きかけていきます。
- (2) 自然災害に対して
災害時における地域の孤立化の回避や救助・救援物資等の円滑な運搬ルートの確保など、早期の復旧・復興に寄与する道路ネットワークを構築するため地域の安全・安心を支える幹線道路網の整備促進を図っていきます。
- (3) 国体等に向けて
高規格幹線道路や直轄国道のうち、現在、国体等開催までの開通が公表されている路線については確実な完成を、未公表路線については国体等の開催までの開通の公表と確実な完成を引き続き国などに強く働きかけていきます。

幹線道路網整備図

平成33年秋「三重とこわか国体」開催！



凡例

供用	高規格幹線道路
未供用	高規格幹線道路
供用	直轄国道 (事業区間)
未供用	直轄国道 (事業区間)
供用	直轄国道 (未事業化区間)
未供用	直轄国道 (未事業化区間)
供用	直轄国道 (管理区間)
未供用	直轄国道 (管理区間)
供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
未供用	地域高規格道路 他 (事業区間)
供用	県管理道路 (事業区間)
未供用	県管理道路 (事業区間)
□ □ □	地域高規格道路 (計画路線)
○ ○ ○	予定路線

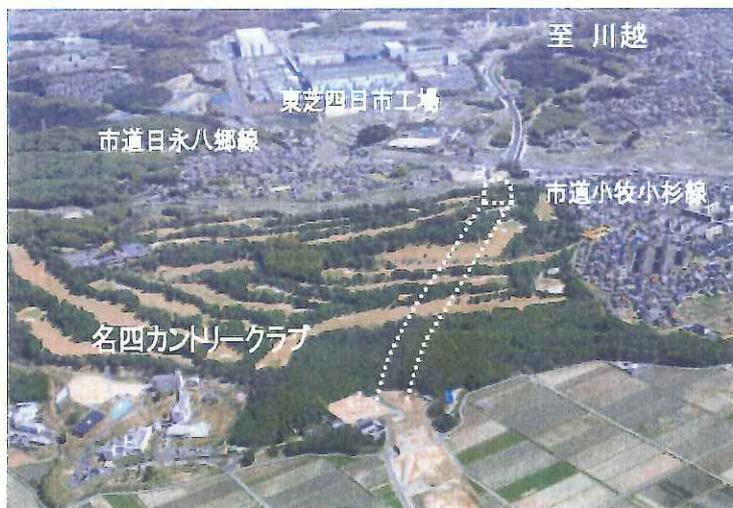
IC、JCT名には仮称を含む
 ※1：平成26年度公表
 ※2：平成27年度公表

①東海環状自動車道（東員町長深地内）



新四日市 JCT 付近から東員 IC 方面を望む

④北勢バイパス（四日市市東坂部町地内）



②新名神高速道路（四日市市伊坂町地内）



伊坂ダム付近から四日市 JCT 方面を望む

⑤中勢バイパス（鈴鹿市御園町地内）



③熊野尾鷲道路（Ⅱ期）（尾鷲市坂場西町）



熊野尾鷲道路(Ⅱ期)起工式(H27.1.17)

⑥松阪多気バイパス（松阪市上川町地内）



県管理道路の整備

1 現状

県管理道路については、幹線道路にアクセスする道路や緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路の整備に取り組んでいます。

(1) 道路の新設・改良

平成 23 年度に策定・公表した「道路整備方針」に基づき、「道路事業計画」を毎年策定し、道路の整備を計画的に進めています。

「平成 28 年度道路事業計画」として、全体事業箇所 186 箇所（実施箇所 137 箇所、実施検討箇所 49 箇所）について取りまとめています。

整備に際しては、県民ニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備や現道拡幅などの抜本整備に加え、待避所の設置など柔軟な整備手法を織り交ぜながら計画的に整備を推進しています（抜本整備箇所 146 箇所、柔軟整備箇所 40 箇所）。

県内の道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県民ニーズに応えるために、「道路事業計画」に基づき着実に整備を進めていく必要があります。

(2) 橋梁の耐震補強対策

大規模地震等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支える基盤として、緊急輸送道路にかかる橋や跨線橋・跨道橋における落橋防止対策等の耐震対策はおおむね完了しています。

一方、孤立集落予防・津波避難に資する道路の重要性が高まっていることから、これらの道路にかかる橋についても優先順位等を考慮しながら対策を進めていく必要があります。

(3) 国体等に向けた道路整備

平成 33 年に「三重とこわか国体」及び「全国障害者スポーツ大会」を開催することから、県内外から各競技場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上のため、限られた期間の中で必要な予算確保と計画的な事業推進が必要となります。

2 対応方針

(1) 道路の新設・改良

地域の成長力を支える道路ネットワークとして、新名神高速道路の開通に合わせた国道 477 号四日市湯の山道路等の整備を進めるとともに、道路のストック効果が早期に発現できるよう、「平成 28 年度道路事業計画」において 3 年以内に供用予定としている事業を重点的に進めていきます。

(2) 橋梁の耐震補強対策

緊急輸送道路において、大規模地震発生後、速やかに機能回復が図れるよう、引き続き対策を進めるとともに、地震等による地域の孤立化を解消する路線を増やしていくなど、地震後の道路ネットワークを考慮して計画的に対策を進めていきます。

(3) 国体等に向けた道路整備

他県からのアクセスや競技場までのアクセスを向上させるため、「三重交通Gスポーツの杜 伊勢」付近の御側橋の架替工事を進めるとともに、関係機関と協議しながら、その他整備が必要な路線についても計画的に整備を進めていきます。

一般県道 三宅一身田停車場線(津市)
(平成28年5月19日 0.85km供用)



一般国道477号四日市湯の山道路(四日市市~菟野町)
(平成30年度供用予定)



一般県道 亀山安濃線【鹿島橋】(亀山市)



一般国道167号 鷺方磯部バイパス(志摩市)



一般国道260号 南島バイパス(南伊勢町)
(平成28年度供用予定)



一般国道306号伊船バイパス (鈴鹿市)



一般国道422号 三田坂バイパス (伊賀市)



一般国道169号 土場バイパス (熊野市)



道路の維持管理

1 現 状

三重県では、3,462.3km(H27.4.1現在)の県管理道路があり、トンネル、橋梁等の道路施設の維持管理や交通安全事業等を実施しています。

(1) 道路施設の維持管理

高度成長期に建設された橋梁等の道路施設においては、近年、老朽化に起因した損傷による事故が増加しています。これを受けて平成26年7月から橋梁・トンネル等の定期点検が義務化されました。この定期点検を実施するとともに、長寿命化修繕計画に基づく修繕を進めています。

今後、高齢化した施設の更新時期を迎えるにあたって一時期に膨大な維持補修費を要することが懸念されます。このため、老朽化や損傷の状態を的確に把握して、計画的に維持補修を実施していく必要があります。

また、県内全ての道路管理者が参画した「三重県道路インフラメンテナンス協議会」を設立し、メンテナンス情報の共有、跨線橋等の点検計画についての連携・協力、市町への技術的な支援などを実施しています。

しかしながら、市町の中には、保全業務に携わる土木技術者がいないところがあることや、人事異動により継続した技術の継承が成されにくいなどの課題があります。

(2) 交通安全対策の取組

全国的に通学路における痛ましい交通事故が今なお発生していることから、県内全ての市町において「通学路交通安全プログラム」が策定されました。この「通学路交通安全プログラム」に基づいて、道路管理者、警察、学校等の関係者が一堂に会して危険箇所の点検を行い、必要な対策を協議する体制を構築し、交通安全対策を進めています。

一層の交通安全対策を推進するため、実施した交通安全対策の効果の検証を行い、継続的な取組として進めていく必要があります。

(3) 住民参加型の維持管理（道路管理課、流域管理課、都市政策課共管）

道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図るため、「住民参加型の維持管理」として、活動に必要な物品等を提供する各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を進めています。

なお、平成27年度の参加団体数は873団体ですが、ここ数年は、参加団体数は横ばい傾向にあります。

2 対応方針

(1) 道路施設の着実な維持管理

橋梁、トンネル等の主要な道路施設については、定期点検（1回／5年）の実施と長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕を実施します。

また、「三重県道路インフラメンテナンス協議会」において、予防保全や老朽化対策の体制強化を図っていきます。特に継続的な市町職員を対象とした研修の開催や、市町が実施する点検現場における技術的サポートなどの支援を進めます。

(2) 交通安全対策の取組の推進

「通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的な合同点検、対策の検討、実施及び効果の検証を一連のサイクルで繰り返し実施していけるよう関係者と連携・協議を行い、さらなる通学路の安全性向上を図ります。

(3) 住民参加型の維持管理（道路管理課、流域管理課、都市政策課共管）

美化ボランティア等の制度の一層の周知を行い、ボランティア団体等の参加数の確保を図ることで、道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図ります。

●交通安全対策を実施した事例

歩道整備:【国道422号 伊賀市古郡^{ふるごおり}】



歩道がなく、歩行者等が危険な状態である



歩行者の安全確保を図るため、歩道を整備した

●橋梁修繕 長寿命化修繕計画に基づく対策事例

主桁、高欄の修繕:【(一)水沢本町采女線^{すいざわほんまちうねめ} 小松橋^{こまつ} 四日市市貝家町^{かいげ}】



老朽化により高欄、主桁のサビが進行



高欄、主桁の塗替えと高欄の部分補修を実施

●三重県道路インフラメンテナンス協議会の研修事例

市町職員の点検技術力の向上を図るため県職員による研修を実施



点検前に、点検のポイントについて説明



桁下より橋台、床版等を点検

河川の整備

1 河川整備の目的と取組

洪水、高潮、地震、津波による被害を軽減し、県民の生命・財産を守るため、洪水・高潮対策や地震・津波対策とともにソフト対策を実施しています。

(1) 洪水・高潮対策

県管理河川のうち、整備が必要な延長は約 1,180 km あります。このうち、平成 27 年度末までに整備が完了した延長は約 460 km であり、引き続き河幅の拡大や堤防整備等を着実に進めていきます。

(2) 地震・津波対策

耐震対策を実施する大規模水門等 24 施設について、平成 27 年度末までに 4 施設で対策が完了し、引き続き対策に取り組んでいます。

津波浸水予測区域内の河川堤防における脆弱箇所 183 箇所について、平成 27 年度末までに 150 箇所を補強を完了しました。引き続き対策を進め、平成 29 年度までに完了します。

(3) ソフト対策

主要な 37 河川について、想定し得る最大規模の降雨を前提とする河川の浸水想定区域図を本年度から 8 年間で作成します。

2 平成 28 年度取組

(1) 洪水・高潮対策として、交付金事業と県単事業で三滝川や木津川など 36 河川において河川改修を実施します。

(2) 大規模水門等の耐震対策を 4 施設で実施するとともに、堀切川の堤防耐震対策を約 50m 実施します。

河川堤防の脆弱箇所について、19 箇所を補強対策を実施します。

(3) 河川の浸水想定区域図は、5 河川で作成します。

本年度の県内の主な河川改修事業



凡例

直轄河川事業	【7】
県河川事業 (1級河川)	【5】
県河川事業 (2級河川)	【13】

【堀切川】

広域河川改修事業による堀切川防潮水門及び堤防の耐震対策
(鈴鹿市寺家地先)



【内部川】

災害関連事業 (四日市市六名町地先)



【大村川】

堆積土砂撤去 (津市白山町地先)

撤去前



撤去後



砂防・ダムの整備

1 砂防事業

(1) 事業目的と主な事業

砂防事業では、豪雨によるがけ崩れや溪流侵食による土石流などの土砂災害から生命財産を守るため、施設整備を行うハード対策と土砂災害警戒区域の指定等ソフト対策の両面に取り組んでいます。

- ・ハード対策：通常砂防事業（砂防えん堤工、溪流保全工など）
急傾斜地崩壊対策事業（法面工、擁壁工など）
- ・ソフト対策：基礎調査（土砂災害警戒区域指定のための調査）

(2) 平成 28 年度の取組

ハード対策は、大規模地震時の避難地や避難路の保全や自力避難が困難な方々が利用する病院や老人福祉施設などの要配慮者利用施設の保全をはじめ、51 箇所で行ってまいります。

また、ソフト対策は、基礎調査を 1,700 箇所を実施し、平成 31 年度の完了に向けて進めてまいります。

表-1 平成 28 年度の事業概要(砂防事業)

事業種別	実施箇所
(ハード対策)	
砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業	砂防:31 箇所、急傾斜:20 箇所
うち、津波浸水予測区域内の避難地や避難路を保全する急傾斜地崩壊対策事業	8 箇所 阿曾浦1地区(南伊勢町)など
うち、要慮者利用施設を保全する事業	7 箇所 薬王寺谷川(松阪市)、阿田和地区(御浜町)など
(ソフト対策)	
基礎調査	平成 28 年度末において 累計 9,220 箇所(約 57%)の調査実施を目指す
土砂災害警戒区域の指定	平成 28 年度末において 累計 8,020 箇所(約 49%)の指定を目指す

●通常砂防事業（所谷川：津市）



●急傾斜地崩壊対策事業（阿田和地区：御浜町）



2 ダム事業

(1) 事業目的と取組

県土整備部では、洪水時の河川水位を下げ水害を軽減することを目的に下表のとおり、3つのダムで洪水を一時的に溜める調節操作を行い、1つのダムを建設中です。この他に他機関が管理又は建設する治水ダムは、下表のとおりであり、ダムからの放流量や貯水位などの情報共有により、県管理河川における出水状況把握の参考としています。

●県内の治水・多目的ダム

管 理 者	ダ ム 名	現 状
三重県 (県土整備部)	宮川ダム (多目的ダム・大台町)	管 理 管 理 管 理 建 設
	君が野ダム (多目的ダム・津市)	
	滝川ダム (多目的ダム・伊賀市)	
	鳥羽河内ダム (治水ダム・鳥羽市)	
国	^{はちす} 蓮ダム (多目的ダム・松阪市)	管 理
水資源機構	青蓮寺ダム (多目的ダム・名張市)	管 理 管 理 建 設
	比奈知ダム (多目的ダム・名張市)	
	川上ダム (多目的ダム・伊賀市)	

(2) 平成 28 年度の取組

- ・県土整備部が管理する3つのダムについては、常に確実に洪水調節機能を発揮できるように、適切に維持管理を行います。
- ・鳥羽河内ダムは、平成 40 年度の完成に向けて、今年度から用地買収に着手します。
- ・川上ダムについては、平成 34 年度までの工期内に一日も早く完成するとともに、事業の実施にあたっては、効率的な事業執行による更なるコストの縮減を図るよう、国等に対し働きかけていきます。

本年度の県内の主な砂防・ダム事業



港湾・海岸の整備

港湾事業

(1) 県管理港湾の概要及び役割

津松阪港、尾鷲港など19港を管理しています。

港湾は地域の人流・物流ネットワークの拠点として、県民生活と産業活動を支える重要な役割を果たしています。また、大規模地震時には、緊急物資等の海上輸送において重要な役割を担います。

(2) 港湾事業の目的と取組

港湾利用者の安全性や岸壁など港湾施設の機能を確保するため、施設の点検結果をもとに施設の更新や修繕を行っています。

大規模地震時に緊急輸送道路の機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を行っています。

(3) 平成28年度取組

施設更新：津松阪港の大口岸壁、宇治山田港大湊地区の護岸

耐震対策：長島港江ノ浦大橋の橋脚補強

海岸事業

(1) 県管理海岸の概要

県内の海岸線延長約1,088kmのうち307kmの海岸保全区域を管理しています。

(2) 海岸事業の目的及び取組

台風などによる高潮や波浪、海岸の浸食、地震や津波等の災害から海岸背後地の人命・財産を守るため海岸堤防の整備を行うとともに、脆弱化し補強が必要な200箇所施設の整備について平成26年度までに対策を終えています。

これらに加え、「過去最大クラスの地震」による津波が来襲し越流した場合でも海岸堤防を壊れにくくする『海岸堤防強靱化対策』に取り組めます。

(3) 平成28年度取組

高潮対策：磯津地区海岸、井田地区海岸など9箇所

浸食対策：千代崎港山中地区海岸、宇治山田港二見地区海岸

耐震対策：長島地区海岸、川越地区海岸など4箇所

海岸堤防強靱化対策：宇治山田港二見地区海岸など5箇所に着手

港湾事業

津松阪港（大口地区） 松阪市大口町

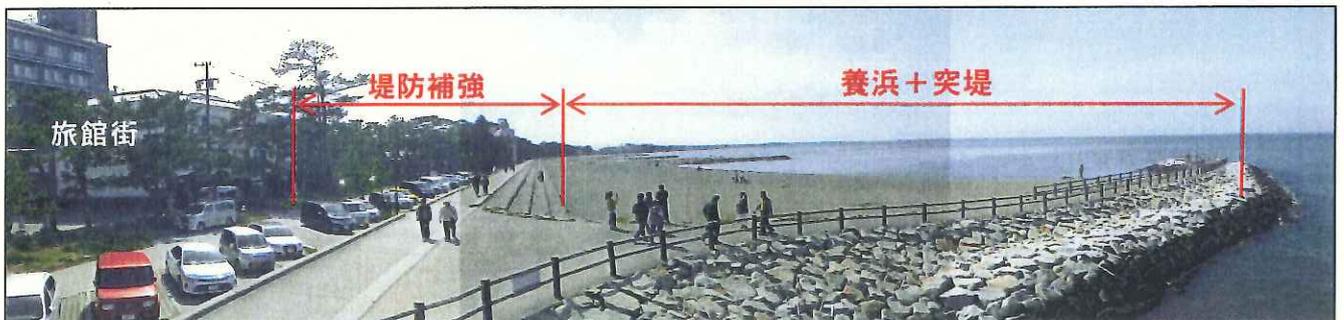


海岸事業

千代崎港海岸（山中・原永地区）
鈴鹿市中若松町・南若松町



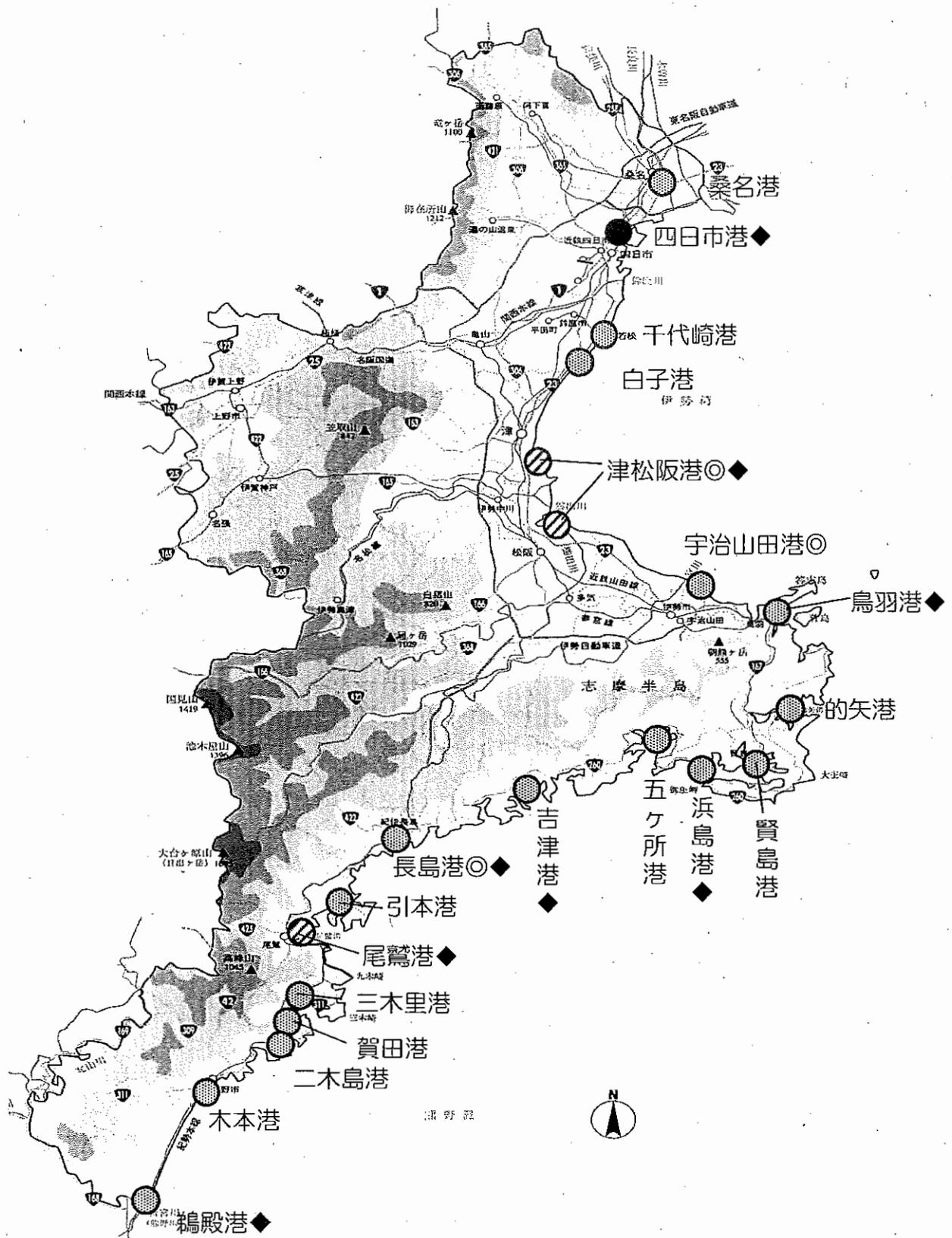
宇治山田港海岸（二見地区） 伊勢市二見町



長島地区海岸 桑名市長島町

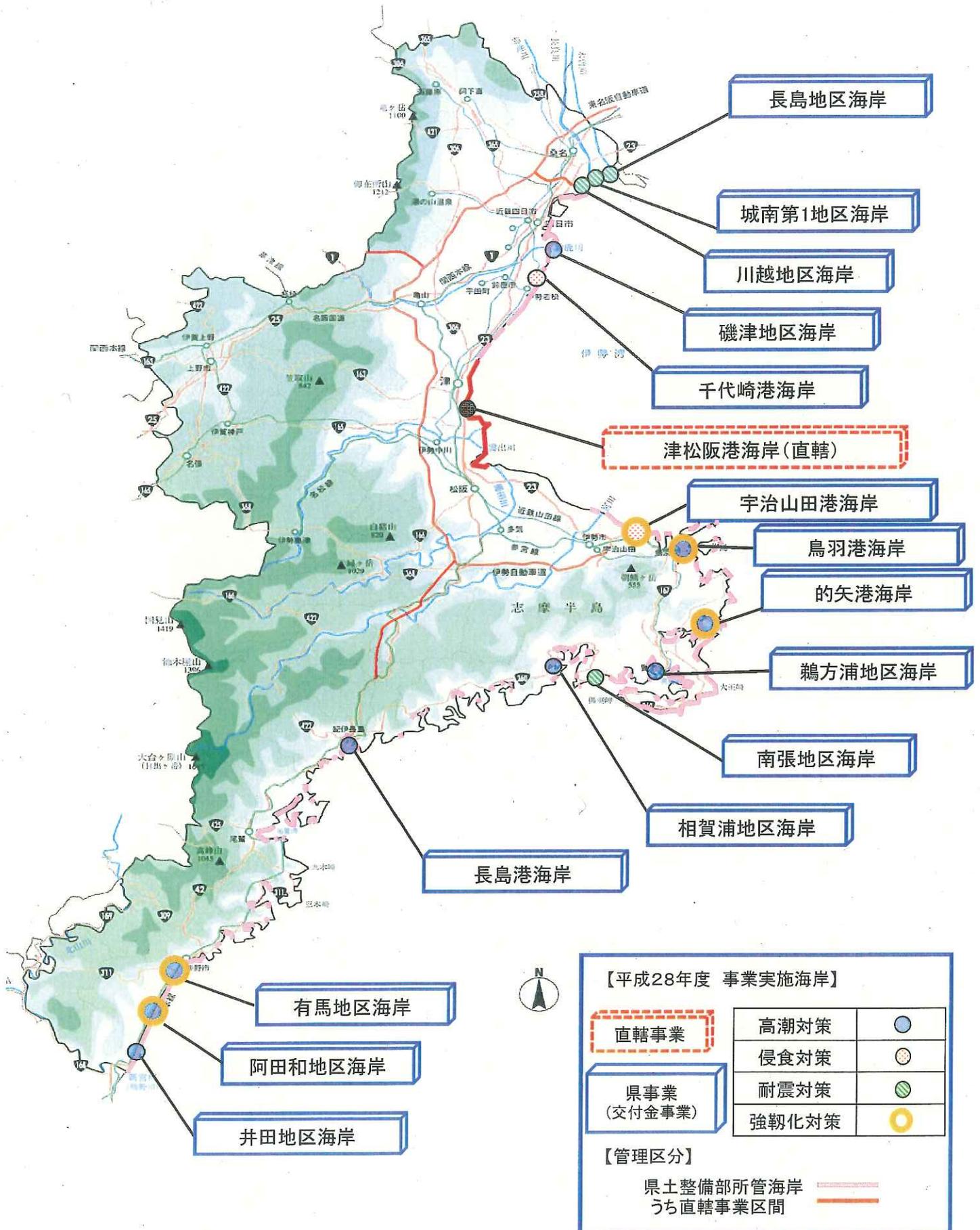


【三重県の港湾】



- | | |
|---|--------------|
| ● | 国際拠点港湾 (1) |
| ◐ | 重要港湾 (2) |
| ◑ | 地方港湾 (17) |
| ◎ | H28事業箇所 |
| ◆ | 耐震強化岸壁を有する港湾 |

【三重県の海岸】



河川・砂防・港湾・海岸の維持管理

1 現 状

河川・砂防・港湾・海岸施設は、自然災害等から生命や財産を守るため、その機能を常に発揮できるよう、適切な維持管理が必要です。

管理する施設には、一級及び二級河川の堤防護岸、水門や排水機場、ダム、砂防えん堤、急傾斜地の擁壁、港湾の岸壁、物揚場、海岸堤防などがあります。

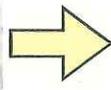
- (1) 管理施設の損傷や老朽化に伴う機能低下（亀裂の発生、空洞化、操作不能など）などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないように、定期的なパトロールや点検を実施しています。
- (2) 河川堆積土砂の撤去については、関係市町の意見を聞きながら、河川維持事業、河川改修事業、災害復旧事業及び砂利採取制度の活用により取り組んでいます。残る土砂の撤去については、計画的に取り組んでいく必要があります。
- (3) 管理する施設の正常な機能の維持や適正な利用を確保するため、占用申請等について許認可事務を行っています。

2 対応方針

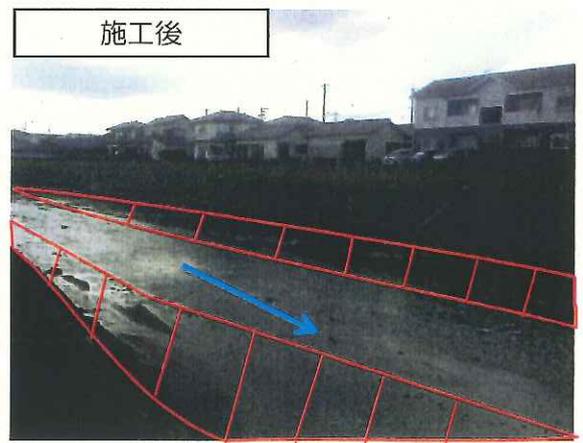
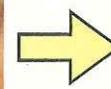
- (1) 引き続き、定期的なパトロールや点検により、現状把握に努め、発見された損傷や危険箇所については、応急措置等を行うとともに、必要な施設修繕を行い、適切な施設の維持管理に取り組みます。
また、河川・海岸について、住民参加による美化ボランティア制度や、地域の自治会等に除草業務を委託する事業など県民との協働事業を推進します。
- (2) 河川堆積土砂については、引き続き、実施箇所の優先順位を市町と共有しながら、撤去に取り組むとともに、今年度からは、県民にも事業の優先度について理解を得るため、撤去箇所の公表を行います。
- (3) 河川・港湾・海岸等の公共施設の利用等に関して、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

河川堆積土砂撤去の事例

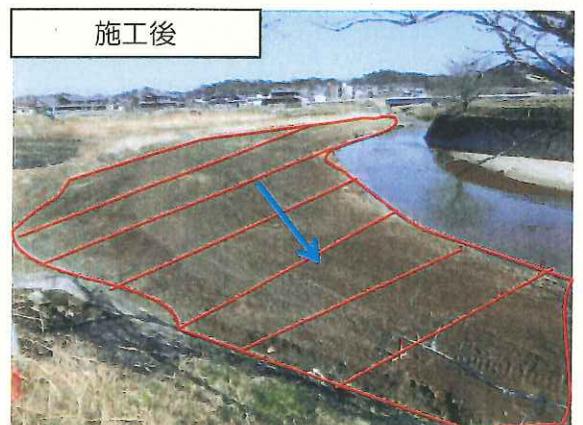
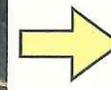
二級河川安濃川(津市一色町地内)



二級河川外城田川(伊勢市小俣町地内)



一級河川河合川(伊賀市円徳院地内)



河川堆積土砂撤去の取組状況

(単位: 万 m^3)

	H25年度	H26年度	H27年度
河川堆積土砂撤去量	43	41	43

下水道の整備

1 現 状

生活排水を適正に処理する方法には、下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、市町設置型浄化槽、個人設置型浄化槽があります。このうち下水道には、県が整備し運営管理する「流域下水道」と市町が整備し運営管理する「公共下水道」があります。

● 流域下水道（県事業）

県が、下水道法に規定される流域別下水道整備総合計画に基づき、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場（浄化センター）を整備し、運営管理を行っています。

本県の流域下水道は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区・南部処理区）、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区・松阪処理区・志登茂川処理区）、宮川流域下水道（宮川処理区）の3流域6処理区で、このうち中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）を除く5処理区を供用しています。

● 公共下水道（市町事業）

市町が、流域下水道に接続する流域関連公共下水道と、独自の終末処理場（浄化センター）を有する単独公共下水道を整備し運営管理を行っています。

県内29市町のうち23市町（うち流域下水道に接続するのは15市町）で供用しています。

2 課題・問題点

- (1) 「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」（環境生活部所管）での整備手法別の人口割合は、下水道が81.6%、農業集落排水施設が4.8%、漁業集落排水施設が0.5%、市町設置型浄化槽が2.9%、個人設置型浄化槽が10.2%となっており、下水道が大きな割合を占めているものの、平成26年度末の下水道普及率^{*}は50.7%で、全国平均と比べると未だ低位にあるため、さらに、効率的な下水道整備に取り組む必要があります。

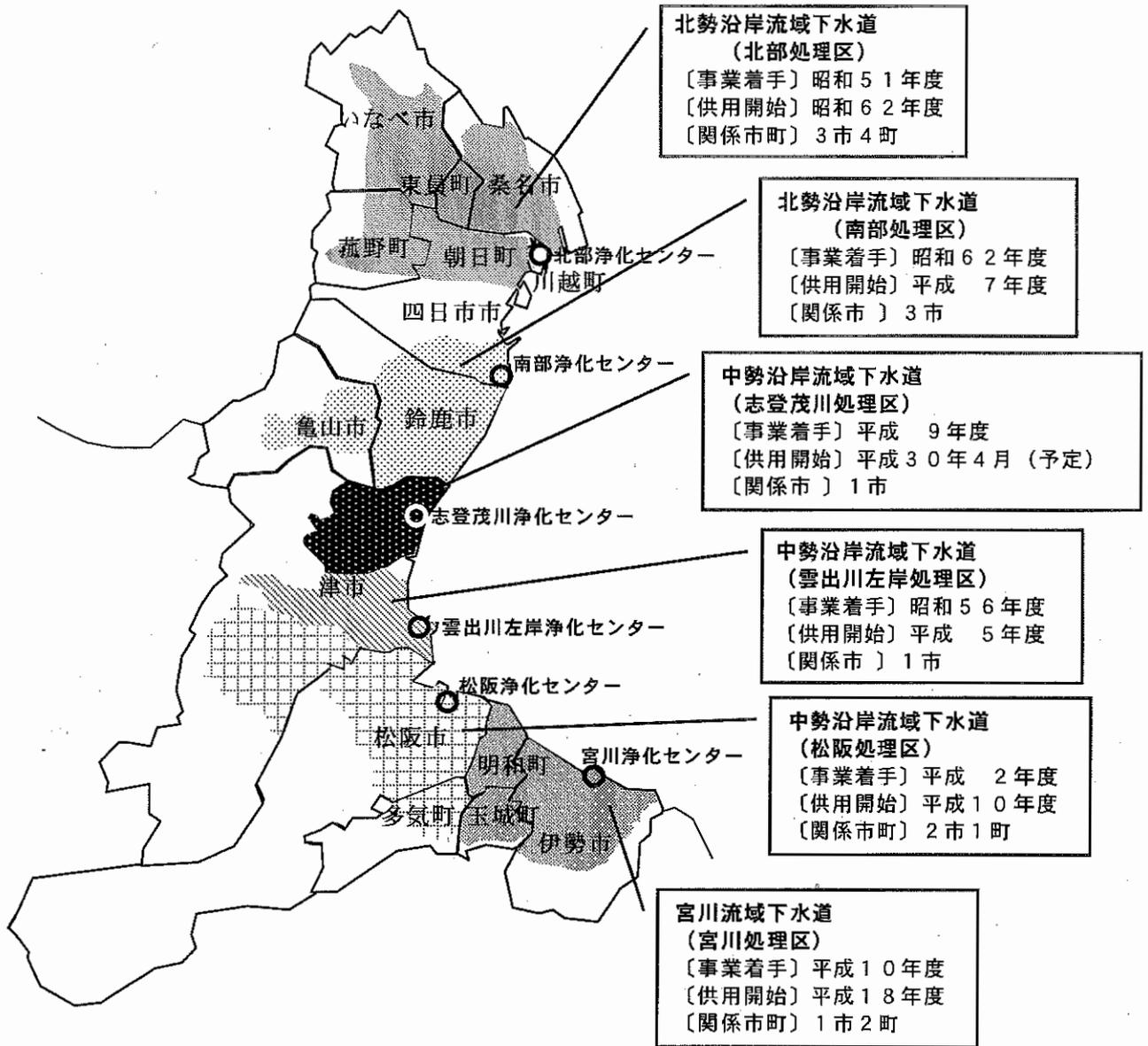
※ 下水道普及率＝下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口の県計
平成26年度末 三重県50.7% 全国第39位（全国平均77.6%）

- (2) 発生が予想される南海トラフ地震に備え、既存の下水道施設に対する地震対策だけでなく津波対策も必要となっています。
- (3) 総務大臣通知により、都道府県が実施する流域下水道事業について、平成32年度までに地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行する必要があります。

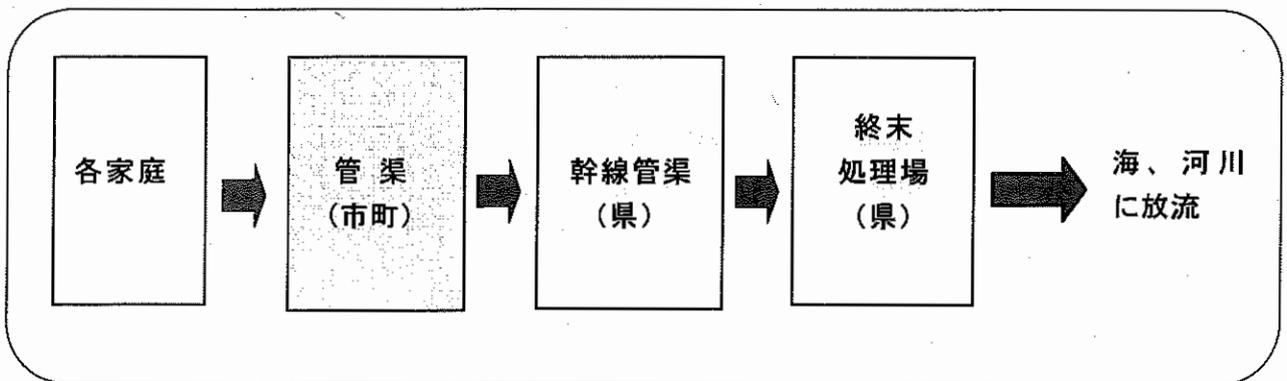
3 対応方針

- (1) 県では、津市北部を対象とする中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）で平成30年4月の供用開始に向け、志登茂川浄化センターの整備を進めます。また、伊勢市、明和町、玉城町を対象とする宮川流域下水道（宮川処理区）で、幹線管渠の整備を進めます。
- (2) 東日本大震災の教訓をふまえ、これまでの下水道施設の地震対策に加え、宮川流域下水道（宮川処理区）の宮川浄化センターで津波対策の方針を定め、全体事業費を把握し事業期間を定めるなど、引き続き検討を進めます。
- (3) 公営企業会計への移行については、今後も流域下水道事業を円滑に運営し、市町とともに下水道整備を推進していくため、公共下水道事業を実施する市町への指導・監督を行う知事部局において、平成32年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、流域下水道事業会計を公営企業会計へ移行します。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ (流域下水道)



都市計画の概要と都市計画事業

1 現状

(1) 本県では、24の都市計画区域を設定しています。

県と市町は、各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めた「三重県都市マスタープラン」に即して都市計画の決定や変更を行い、土地利用の規制誘導及び都市施設や市街地の整備を進めています。なお、都市計画の決定や変更にあたっては、計画案の公告・縦覧など都市計画法令に基づく手続きを適正に行っています。

(2) 安全で快適な都市生活の確保、災害に強い都市構造の形成をめざし、主に次の箇所
で街路事業等を実施し都市基盤の整備を進めています。

- ・近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）
- ・松阪公園大口線街路事業（松阪市）
- ・伊賀上野橋新都市線街路事業（伊賀市）
- ・外宮度会橋線街路事業（伊勢市）
- ・白江地区土地地区画整理事業（鈴鹿市）

(3) 潤いある都市環境を形成するため、6箇所の都市公園の整備・管理を行っています。

- ・北勢中央公園（四日市市・いなべ市・菰野町）
- ・鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）
- ・亀山サンシャインパーク（亀山市）
- ・県庁前公園（津市）
- ・大仏山公園（伊勢市・玉城町・明和町）
- ・熊野灘臨海公園（紀北町）

※五十鈴公園（伊勢市）は、地域連携部が所管する都市公園

また、三重・愛知・岐阜の三県にまたがる国営木曾三川公園については、他県・市町と連携を図り、整備が促進されるよう国に対し働きかけています。

2 課題・問題点

(1) 都市計画においては、人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造の形成、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 街路事業等については、鉄道との立体交差や電線類の地中化を計画的に実施するため鉄道事業者や電気通信事業者等と連携して事業を進めていく必要があります。

(3) 都市公園の管理については、施設の老朽化に対応し、計画的に更新・維持修繕を実施するなど、適切に安全管理を行う必要があります。

3 対応方針

(1) 都市計画については、人口減少・超高齢社会、地震・津波等大規模災害に対応したまちづくりの形成に向け、都市計画の策定の基本となる方針（都市計画基本方針）を策定します。

(2) 街路事業等については、引き続き鉄道事業者や電気通信事業者等と連携して進捗管理を行い、早期に整備効果が発現できるよう進めていきます。

(3) 都市公園の管理については、三重県公園施設長寿命化計画に基づき適切に更新・維持修繕を行うとともに、指定管理者と連携し安全管理を徹底します。

街路事業等都市基盤の整備

近鉄川原町駅付近連続立体交差事業（四日市市）

L = 680m（平成28年5月8日高架切替完了）



松阪公園大口線街路事業（松阪市）

L = 820m（平成28年3月13日アンダーパス開通）



伊賀上野橋新都市線街路事業（伊賀市）

L = 43m



都市公園の整備・管理



亀山サンシャインパーク（亀山市）



景観まちづくりの推進

1 現状

(1) 良好な景観づくりに向けた取組

本県は景観法に基づく景観行政団体として、平成20年4月から「三重県景観計画」を運用し、良好な景観づくりに向けた取組を進めています。

さらに世界遺産に登録されている熊野川左岸流域の景観を保全するため、対岸の和歌山県とも連携して「熊野川流域景観計画」を策定し、平成27年4月から運用を開始しています。

また、地域住民との協働により、良好な景観や歴史的まち並みなどに配慮した県管理施設の修景整備（景観まちづくりプロジェクト事業）を実施しています。

このような中、三重県景観計画については、取り巻く社会環境の変化により新たな課題も発生していることから、実情に応じた対応が必要となっています。

また、良好な景観の形成に向けては、地域の実情を十分に把握し住民に最も近い立場にある市町が地域の特色に応じてきめ細かに取り組むことが有効です。このため、景観行政団体になっている9市以外の市町においても景観行政団体となって景観づくりに主体的に取り組むことが必要となっています。

○景観行政団体：景観行政を担う主体であり、都道府県、政令市、中核市は法定で、その他の市町村は、都道府県との協議により、景観行政団体になることができます。

※景観行政団体市：桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、志摩市、伊賀市（平成28年5月1日現在）。

(2) 適正な屋外広告物の設置に向けた取組

看板等の屋外広告物について、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止の観点から、三重県屋外広告物条例に基づき必要な規制を行っています。

屋外広告物の適正な設置に向けて、引き続き違反屋外広告物の是正に取り組む必要があるとともに、三重県屋外広告物条例に基づく事務については、地域の実情に応じたきめ細かな規制、指導に向けて市町への権限移譲を進めていく必要があります。

2 対応方針

(1) 良好な景観づくりに向けた取組

三重県景観計画に基づく届出に関する相談・審査を通して良好な景観づ

くりを進めるとともに、近年、太陽光発電施設の設置による周辺景観への影響が懸念されているため、三重県景観計画を変更し届出対象行為として位置付けます。

また、市町の景観行政団体への移行に向けた取組として市町へ働きかけるとともに、アドバイザーや職員の派遣、計画策定マニュアルの活用等による支援を行います。

(2) 適正な屋外広告物の設置に向けた取組

屋外広告物の適正な設置のため、設置業者や広告主等を対象に屋外広告物に関する危害防止や規制制度の普及啓発を行うほか、パトロール等による違反屋外広告物の是正取組を市町や関係団体と連携して進めます。

また、三重県屋外広告物条例に基づく事務の権限移譲に向けて市町への働きかけを行います。

景観まちづくりプロジェクト事業実施箇所



上多気地区（津市）伊勢本街道



外宮前地区（伊勢市）外宮参道



美旗地区（名張市）初瀬街道



木本地区（熊野市）木本港海岸堤防

建築開発行政

1 現状

(1) 建築行政の概要

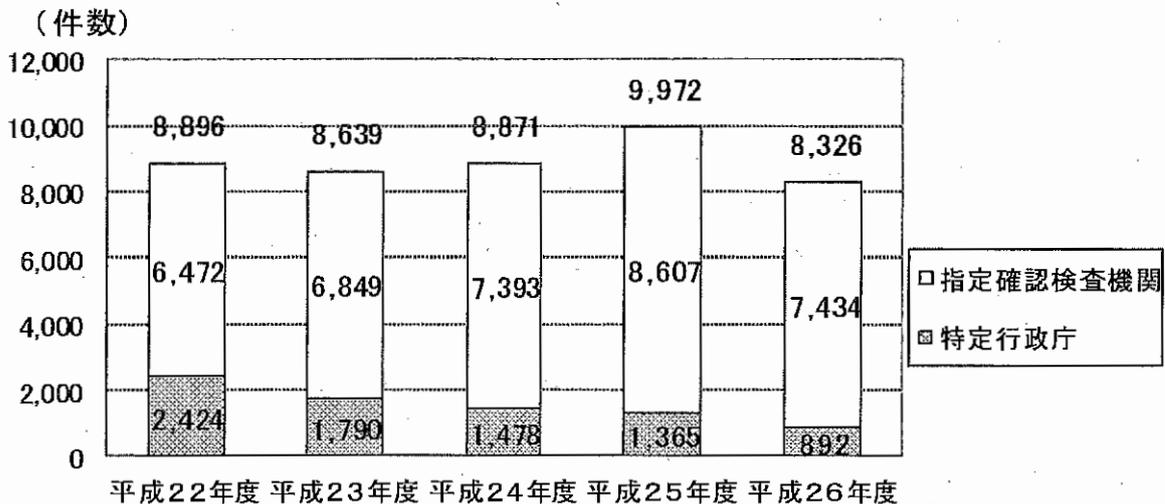
安全で安心な建築物を確保するため、建築基準法に基づき建築確認申請の審査、建築物の中間検査及び完了検査やその他建築物の特例許可及び認定などを行っています。

県では建築行政の権限移譲を行っており、桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市及び松阪市は特定行政庁として全ての建築物に関する建築行政を、伊賀市、名張市及び亀山市は限定特定行政庁として小規模な建築物に関する建築行政を行っています。

また、建築行政のうち建築確認及び検査については民間の指定確認検査機関でも行っており、県内の円滑な建築行政を推進するため、各市に加え、民間の指定確認検査機関との連携が県の重要な役割となっています。

過去5年間における特定行政庁及び指定確認検査機関の件数の推移は下表のとおりです。

＜建築確認件数（平成22年度から平成26年度まで）＞



(2) 開発行政の概要

適正な土地利用及び安全な宅地を確保するため、都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発許可申請の審査、開発工事の完了検査などを行っています。

この開発行政においても、権限移譲に取り組んでおり、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び津市において開発行政が行われています。

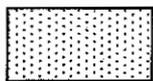
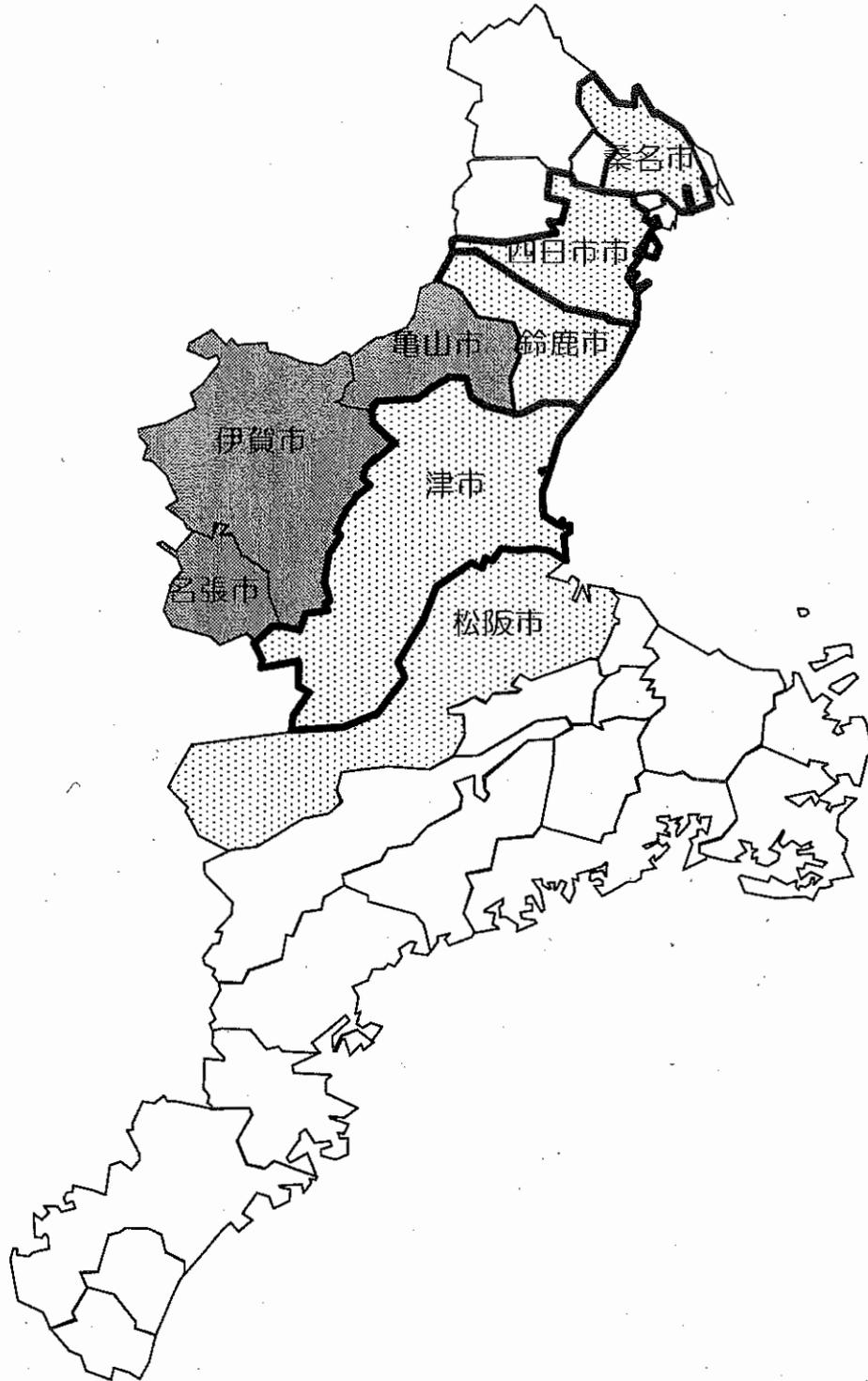
また、県内の円滑な開発行政を推進するため、開発行政を行っている4市との連携が県の重要な役割となっています。

平成27年度の開発許可件数は、三重県184件、開発権限市（4市）194件で、合計378件となっています。

2 対応方針

特定行政庁や指定確認検査機関、開発権限市と会議を開催し、情報共有や各行政庁が抱える課題の解決を図ることで、県内の円滑な建築開発行政に取り組めます。

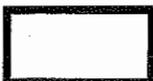
建築確認・開発許可を行っている市



建築確認（全て）を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）



建築確認（小規模）を行っている市（伊賀市、名張市、亀山市）



開発許可を行っている市（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市）

建築物の耐震対策

1 現 状

本県では、県民の生命や財産を守るため、建築物の耐震化の目標や具体的な取組を示す「三重県建築物耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を平成28年3月に改定し、平成32年度までを期限として耐震対策に取り組んでいます。

(1) 住宅の耐震化促進の取組

住まいとまちの安全性を確保するため、大地震の際に倒壊の可能性が高い昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建てられた木造住宅の無料耐震診断、耐震改修等の支援を行っています。

(2) 建築物の耐震化促進の取組

不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化を促進するため、災害時に避難所として活用される建築物の耐震改修に対する支援を行っています。

また、本計画において、耐震診断の義務付け対象とした第一次緊急輸送道路を閉塞する恐れのある避難路沿道建築物の耐震診断に対する支援を行っています。

2 課題・問題点

(1) 住宅の耐震化について

住宅の耐震化促進のため、県民に耐震診断・耐震改修等にかかる補助金の情報を的確に周知する必要があります。また、耐震化が促進されるよう、県民一人ひとりの防災に関する意識を高めるなど普及啓発に取り組む必要があります。

(2) 建築物の耐震化について

避難路沿道建築物の耐震診断については、昨年12月に県が補助制度を創設するとともに建物所有者等への周知を行っていますが、耐震診断に関する意識は十分高いものではありません。

3 対応方針

(1) 住宅の耐震化について

耐震化に関する普及啓発については、旧耐震基準の木造住宅が集積している地区を重点的に戸別訪問するなど、引き続き市町や関係団体と協働し取り組みます。

また、耐震改修の実施を促すため、耐震診断を済ませた方を対象とする相談会や防災教育活動といった場を活用するなど直接住民に働きかける取組を強化します。

(2) 建築物の耐震化について

避難路沿道建築物の所有者等へは、市町と連携して訪問し耐震診断義務化についての周知や状況把握をする際に、診断方法に関する情報提供を行うなどして早期実施を働きかけていきます。

住まいづくりの推進

I 県営住宅の管理

1 現 状

県営住宅は、現在、60団地（292棟、管理戸数4,073戸）あり、平成28年4月1日現在の入居可能戸数は3,432戸、そのうち入居中の戸数は2,696戸（入居率78.6%）となっています。

県営住宅の維持管理業務については、平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、現在、4ブロックごとに次の指定管理者による維持管理を行っています。（指定期間：平成26年度から平成30年度までの5年間）

- 北勢ブロック : 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
- 中勢伊賀ブロック : 伊賀南部不動産事業協同組合
- 南勢ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体
- 東紀州ブロック : 三重県南勢地区管理事業共同体

県営住宅については、新規建設や建替えではなく、既設住宅を最大限活用することとしています。そのため、外壁や屋上等の改修を計画的に行うことにより既存県営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図っています。

また、高齢者が安心して暮らせる住まいを提供するため、高齢者仕様への住戸改善（バリアフリー化）を行っています。

2 課題・問題点

- (1) 県営住宅の家賃の滞納については、平成15年度以降、法的措置も含めた対策を強化したことから、平成14年度末に約1億9,000万円あった収入未済額は、平成27年度決算（見込）で約1,000万円まで減少しています。今後も継続した滞納対策を行う必要があります。
- (2) 既設県営住宅の施設管理については、今後も長寿命化を図るための改修や高齢者仕様への住戸改善を計画的に進めていく必要があります。

3 対応方針

- (1) 家賃の滞納対策としては、「新たな滞納の未然防止」、「滞納発生時の初期段階からの対応」が重要であることから、引き続き初期段階からの電話、呼出、文書や個別訪問による督促等、滞納の常態化を抑制する対策を講じていきます。
- (2) 県営住宅の施設管理については、引き続き指定管理者による維持管理を行うとともに、「三重県公営住宅等長寿命化計画」（平成23年度～32年度）に基づき、外壁や屋上等の改修及び高齢者仕様への住戸改善を計画的に進めていきます。

II 三重県住生活基本計画の見直し

1 現在の計画

平成18年9月策定の「住生活基本計画」（全国計画）に即し、平成19年3月、本県にふさわしい豊かな住生活を育むとともに多様化する居住ニーズに応えることを目的とする「三重県住生活基本計画」を策定しました。

策定後5年が経過した平成24年3月には県計画の見直しを行い、4つの基本方針を掲げ、取組を進めてきました。

【4つの基本方針】

- ①安全で安心できる住生活を支える住まいづくり
- ②地域の豊かさを実感できる住まいづくり
- ③多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備
- ④住宅の確保に特に配慮を要する人の居住の安定の確保

2 計画の見直し

少子高齢化・人口減少の一層の進展など県民の住生活をとりまく環境の変化に対応するため、全国計画（平成28年3月改定）及び「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」をふまえ、本年度、三重県住生活基本計画を見直します。

新たな計画は、計画期間を平成37年度までとし、有識者による「三重県住生活基本計画策定懇話会」やパブリックコメント等を行った上で、平成29年3月に策定します。

【平成28年3月開催の第1回懇話会における主な論点】

- ①人口減少に伴う空き家増加への対応
- ②高齢化、特に後期高齢者の増加に伴う高齢者向け住宅の確保

III 三重県住宅供給公社の清算終了について

1 三重県住宅供給公社について

同公社は、地方住宅供給公社法に基づき県の出資（出資金500万円）により昭和41年4月1日に設立され、これまで、79団地、10,562戸、2,355区画を提供してきました。

昭和60年10月の「三重県行政改革大綱」において、県は民間でできる事業からは撤退することとなったため、同公社の役割は終了したと判断し、平成23年第3回定例会における解散の議決を経て、平成23年12月31日に解散いたしました。

2 清算終了について

解散後は、清算人会において残余財産の整理・処分等の清算手続きを行ってきましたが、平成28年4月20日の清算人会の議決を経て清算を結了するとともに、同法の規定に基づく清算結了の届出を国に対し行いました。

3 残余財産について

同公社の解散に伴う残余財産は、次のとおりです。

なお、未確定の消費税還付金（現金）を除き、既に県が受領しています。

- 現金（22億3,515万1,053円）、有価証券（額面9億5千万円）
- 土地（2筆：3,192.23㎡）、建物（事務所他：468.31㎡）

三重県 県営住宅位置図

(平成28年4月1日現在)

団地名	所在地	管理戸数
桑名市 森忠	森忠	23
川成	矢田	56
桑名建設事務所管内(2団地)		79

団地名	所在地	管理戸数
鈴鹿市 高岡山杜の郷	高岡台4丁目	135
十宮	十宮4丁目	25
桜島	桜島5丁目	200
龜山市 鹿島	北鹿島町	16
鈴鹿建設事務所管内(4団地)		376

団地名	所在地	管理戸数
菟野町 大羽根	大羽根	10
川越町 豊田一色	豊田一色	34
四日市市 高見ヒルズ	市場町	60
あこず	赤水町	166
河原田	河原田町	72
高花平	高花平5丁目	24
笹川	笹川9丁目	366
笹川第2	笹川3丁目	88
泊山	泊村	6
四日市建設事務所管内(9団地)		826

団地名	所在地	管理戸数
伊賀市 依那具	依那具	16
カーサ上野	ゆめが丘2丁目	80
荒木	荒木	113
清水ヶ谷	緑ヶ丘中町	8
服部	服部町向上川原	56
木根	長田字寺垣内	8
名張市 蔵持	蔵持芝出	24
伊賀建設事務所管内(7団地)		305

団地名	所在地	管理戸数
津市 千里	千里ヶ丘	516
サンシャイン千里	千里ヶ丘	80 (20)
白塚	白塚町白池	200
一身田	一身田町	388
江戸橋	江戸橋2丁目	108
島崎	島崎町	24
パールハイツ西丸之内	西丸之内	34
神戸	神戸	88
船頭町	船頭町	60
半田	半田高松	26
結城	大字津興	120
野村	久居野村町	10
新町	久居新町	48
ミレニ北口	久居北口町	24
津建設事務所管内(特公賃は外数)(14団地)		1726 (20)

団地名	所在地	管理戸数
松阪市 エスベラント末広	末広町2丁目	62 (8)
大黒田	五月町	48
粥田	田村町をこそ	88
五反田	五反田町2丁目	40
宝塚	宝塚町	28
上川	上川新田	44
上川第2	上川登り立ち	88
和屋	和屋町字鏡田	56
松阪建設事務所管内(特公賃は外数)(8団地)		454 (8)

団地名	所在地	管理戸数
尾鷲市 泉	中井浦字泉	16
垣ノ内	南浦小川西町	6
古江	古江町宮の浜	16
尾鷲建設事務所管内(3団地)		38

団地名	所在地	管理戸数
伊勢市 城田	栗野町	31
辻久留	辻久留3丁目	20
清水谷	辻久留3丁目	16
旭	旭町	20
西豊浜	西豊浜町	24
五十鈴川	二見町西	24
伊勢建設事務所管内(6団地)		135

団地名	所在地	管理戸数
鳥羽市 安楽島	安楽島町	8
堅神	堅神	6
志摩建設事務所管内(2団地)		14

団地名	所在地	管理戸数
熊野市 井戸	井戸町字楽須	16
井土	井戸町字井之上	18
有馬	有馬町	8
久生屋	久生屋字姥前	16
御浜町 オレンジハイム御浜	下市木	36
熊野建設事務所管内(5団地)		92

※特定公共賃貸住宅(県営住宅に併置)		
住宅名	所在地	管理戸数
サンシャイン千里	津市河芸町千里ヶ丘	20
エスベラント末広	松阪市末広町2丁目	8
特公賃計		28

	管理戸数合計	団地数合計
県営住宅	4045	60
特定公共賃貸住宅	28	
合計	4073	60

工事検査

1 検査の目的

三重県が発注した工事が完成し、その代価を支払う際には、契約どおりに工事目的物が完成しているか確認する必要があります。(地方自治法第234条の2)

そのため、工事完成後、又は必要に応じて施工途中で工事検査を実施します。

2 検査の対象

工事検査は、副知事を本部長とする「公共事業総合推進本部」の所掌事務として、中立・公正な立場で、農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する全ての建設工事及び測量・調査・設計業務を対象に行います。

3 検査の種類

工事検査の種類は次のとおりです。

(1) 完成検査

工事の完成を確認するための検査です。

(2) 出来高部分検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合などにおいて、その出来高を確認するための検査です。

(3) 中間検査

工事の完成時には確認できなくなる部分等について、工事の施工途中で、施工済部分を確認する必要がある場合に行う検査です。

4 実施方法

工事検査は、次の3つの方法により、三重県建設工事検査規則に基づいて実施しています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を県が行う検査です。

実地検査については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき公共工事発注者支援機関として認定された公益財団法人三重県建設技術センターへ業務委託しています。実地検査員としての資格を有する同センター職員が、施工状況や工事目的物の出来形・品質などの確認を行い、その後、県の工事検査担当職員が、この実地検査報告を精査し、工事の完成認定を行います。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

電気機械設備・営繕工事等は、年間の検査件数も少ないことから、県が直接検査を行います。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当職員以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。

工事検査が同日に多数重なり、委託検査で対応できない場合に行います。
なお、検査対象工事に関係する課以外の課の職員が検査を行い、公正性を確保
しています。

5 検査実績

(単位：件)

	委託検査	直営検査	臨時検査員検査	合計
平成25年度	3,289	377	886	4,552
平成26年度	3,124	306	704	4,134
平成27年度	2,759	409	400	3,568